

平成18年9月宮崎県定例県議会
商工建設常任委員会会議録
平成18年9月21日～22日

場 所 第5委員会室

平成18年9月21日（木曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成18年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第3号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 工事請負契約の締結について
- 議案第14号 工事請負契約の締結について
- 議案第15号 工事請負契約の変更について
- 報告事項
 - ・ 損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
- 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査
- その他報告事項
 - ・ 台風13号による被害状況について（商工業関係）
 - ・ 最近の企業誘致の状況について
 - ・ 県内ロケの実施状況について
 - ・ 第8次宮崎県職業能力開発計画について
 - ・ 総合評価落札方式の試行について
 - ・ 都市計画道路見直しガイドライン策定について
 - ・ 景観形成基本方針の策定について

出席委員（9人）

委員 長	黒木 覚 市
副委員 長	中野 廣 明
委員	植野 守
委員	坂口 博 美
委員	徳重 忠 夫
委員	濱 砂 守
委員	横田 照 夫
委員	長友 安 弘
委員	権藤 梅 義

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	落合 兼 久
商工観光労働部次長 （商工担当）	大野 俊 郎
商工観光労働部次長 （観光・労働担当）	宮永 博 美
部参事兼商工政策課長	河野 富二喜
新産業支援課長	矢野 好 孝
企業立地対策監	吉田 親 志
地域産業振興課長	矢野 次 孝
部参事兼経営金融課長	中武 賢 藏
観光・リゾート課長	松原 英 憲
労働政策課長	西 盾 夫
地域雇用対策監	西野 博 之
工業技術センター所長	濱 砂 公 一
食品開発センター所長	柏田 雅 徳
県立産業技術専門校長	坂口 正 紀

土木部

土木部長	藤本 坦
土木部次長 （総括）	久保 哲 博

土木部次長 (道路・河川・港湾担当)	柴岡博明
土木部次長 (都市計画・建築担当)	河野強
高速道対策局長	野口宏一
部参事兼管理課長	後藤厚一
用地対策課長	小野健一
技術検査課長	郷田五男
道路建設課長	荒川孝成
道路保全課長	黒木勝男
河川課長	児玉宏紀
ダム対策監	新田省策
砂防課長	児玉幸二
港湾課長	河野大樹
空港・ポート セールス対策監	立脇政利
都市計画課長	藤村直樹
公園下水道課長	富高康夫
建築住宅課長	江川雅俊
営繕課長	藤山登
施設保全対策監	藤原憲一
高速道対策局次長	舟田宏

事務局職員出席者

政策調査課主幹	田中浩輔
議事課主任主事	今村左千夫

○黒木委員長 ただいまから、商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会日程についてであります。今回、議案及び報告事項等がない労働委員会については待機ということで考えております。また、土木部については、商工観光労働部が終了した時点で連絡したいと考えております。その間、10分程度休憩をします。御了承ください。

日程案につきましては、お手元に配付の案ど

おりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩をいたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案、報告事項等の説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○落合商工観光労働部長 まず最初に、お礼を申し上げたいと思います。委員の方々には8月、県外調査を行っていただきました。長野県の飯田のまちづくりカンパニーを初め、いろいろと調査を行っていただきましてありがとうございました。

本日は、平成18年度9月定例県議会提出議案、それから商工観光労働部をめぐる最近の動きについて御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、私の方から、最初に台風13号による商工業関係の被害状況について御説明をさせていただきたいと思っております。今回の台風13号は、強風に加えまして、国内最大級の竜巻を発生させるなど、延岡市や日向市などで大きな被害をもたらしております。不幸にも亡くなられた方々とその御遺族に対しましては衷心からお悔やみを申し上げたいと思っております。また、被害に遭われました皆様に心からお見舞いを申し上げたいと思っております。商工観光労働部では19日に、大野次長を初め、関係各課の幹部職員が延岡市に参りまして、山下新天街や旭化成など商工業関連施設の被害状況を調査したところで

ございます。

それでは、お手元の「商工建設常任委員会資料」の1ページをごらんいただきたいと思えます。まず、1の被災件数であります。各商工労政事務所や商工団体等による調査によりますと、9月20日現在、210件となっております。なお、2の被害額につきましては、現在調査中でございます。被災地は、3にありますように、延岡市の中心商店街ほかが201件、日南市の油津近辺が6件、日向市美々津が2件、北川町が1件というふうになっております。4の主な被災状況であります。特に延岡市におきまして、旭化成のサラン工場など11工場で建物が破損したのを初め、山下新天街等の中心商店街でも店舗の全半壊、屋根及び窓ガラスが破損するなど、竜巻により大きな被害が発生をいたしております。このため、中小企業者への支援ということで、5の対応状況にありますように、19日直ちに中小企業特別金融相談窓口を設置いたしますとともに、金融機関や信用保証協会等に対しましても貸し出し手続の迅速化など被災者の便宜を考慮した対応を要請するなどの支援策を講じているところであります。被災をされた中小企業者の支援につきましては、地元市や関係機関との連携を図りながら、関係者一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

私の方からは以上であります。提出議案及びこのほかの報告事項につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

○松原観光・リゾート課長 観光・リゾート課でございます。

議案第3号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」及び議案第5号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」について

御説明させていただきます。

お手元の資料の2ページをお開きください。順番が前後いたしますが、先に資料後段の議案第5号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」から説明させていただきます。県営えびの高原スポーツレクリエーション施設につきましては、えびの高原の冬季の風物詩といたしましてスケート場が有名になっておりますけれども、県営えびの高原スポーツレクリエーション施設につきましては、本年4月から指定管理者制度に移行したところでございます。今回の条例の改正につきましては、県営えびの高原スポーツレクリエーション施設の冬季のアイススケート場につきましては、指定管理者に経営努力を促進し、効率的な施設運営などを図る観点から、施設の利用料金を直接指定管理者の収入といたします利用料金制を実施しておるところでございます。このたびの条例改正につきましては、同施設の冬季以外の利用形態をテニスコートからインラインスケート場に変更することに伴いまして、指定管理者がインラインスケート場の利用料金を定める際の上限額を規定するものでございます。具体的には、インラインスケート場の利用料金を4月から施行しておりますアイススケート場と同額の1人1日につき大人1,000円以下、中高生800円以下、小学生600円以下の範囲内で定めるものとするものでございます。

続きまして、資料前段の議案第3号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてでございます。現在、指定管理者が管理運営しております県営えびの高原スポーツレクリエーション施設につきましては、例えば指定管理者の方が管理運営上不適切であったりした場合に指定の取り消しということをやった場合に

は、県が直営で管理運営をしなければならないということになります。この条例につきましては、こういう仮に県が直営で管理運営することとなった場合にも対応できるように、その使用料を先ほど説明いたしました公の施設に関する条例の中で規定しております指定管理者が利用料金を定める額の上限額と同額とする改正でございます。

最後に、議案第3号及び議案第5号中、県営えびの高原スポーツレクリエーション施設に係る改正規定の施行期日につきましては、平成18年11月1日としております。

続きまして、その他の報告事項といたしまして、県内ロケの実施状況について報告いたします。11ページをお開きください。映画「逃亡くそたわけ」のロケが、今週末でございますけれども、9月24日から25日まで宮崎観光ホテル、宮崎市内商店街などで行われます。この映画は、第133回直木賞候補作品となった小説が原作でございます。著者は芥川賞作家の絲山秋子氏でございます。監督は、テレビドラマの監督や演出家として活躍中の本橋圭太、出演者は、12ページでございますけれども、美波、吉沢悠などでございます。内容は、心に病を抱える男女が福岡の病院を抜け出し、車で九州を縦断しながらさまざまな体験をする中で互いに心を通わせていくというストーリーでございます。福岡、大分、熊本、宮崎、鹿児島でロケが予定されております。劇場公開は来年6月の予定でございます。

次に、今年度の主なロケでございますが、表に記載しておりますとおり、現在、西都市を舞台にしたドキュメンタリー映画「寒川」のほか、テレビ番組やCMの撮影が県内各地で行われております。今後とも5月に設立いたしましたみ

やぎきフィルムコミッションを中心に、ロケの誘致及び受け入れ支援に積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

観光・リゾート課は以上でございます。

○吉田企業立地対策監 私の方からは最近の企業誘致の状況について御報告いたします。

資料の4ページをごらんください。本年度の企業誘致件数は、本日午後に立地調印を行う予定の1件を加えて9件となります。また、業種別では、製造業が4件、情報サービス業が5件となっております。このうち、6月までに立地調印を行いました3社につきましては既に関前の常任委員会で説明しておりますので、7月以降に立地調印を行いました5社と調印予定の1社について御説明をいたします。順次、5ページから後に個々の資料がついておりますので御参照ください。

まず、有限会社テクノマート九州でございます。この会社は、ホンダロックさん向けの自動車部品のジャストインタイム代行納入やCAD/CAMを用いた自動車・家電・医療機器等の試作品製造等を宮崎市で行っておりますが、今回新たに自動車メーカー及び家電メーカー向けの樹脂成型品や、ねじ、シャフトなどの冷間鍛造品の量産工場を宮崎市のテクノリサーチパークに設置するものでございまして、ことし11月に操業開始予定でございます。

次は、株式会社ファーストでございます。この会社は、コピーやファクスなどのOA機器や携帯電話等の通信機器の販売、ネットワークソリューションシステムの提供、通信会社からのテレマーケティング事業委託などIT化に対応したさまざまな事業を展開、今回、通信サービスの案内、受付、相談業務やOA機器のお客センター業務を行うコールセンターを延岡市に

設置するもので、既に8月に操業を開始しております。

3番目はA・Kメンブレン製造株式会社でございます。この会社は、人工腎臓の世界的メーカーでございます旭化成メディカル株式会社とクラレメディカル株式会社の共同出資によりことし6月に設置された会社であります。人工透析に用いられる人工腎臓用の中空糸膜の製造工場を延岡市に設置するものでございます。平成19年5月に試験操業を開始し、平成20年5月に商業生産を開始する予定となっております。

次に、株式会社クライムキューブでございます。この会社は、映像、音響等を駆使しまして、ウェディング、要するに結婚式のプロデュースや企業のPR映像、テレビコマーシャル等の映像コンテンツの制作事業を展開しております。今回、冠婚葬祭マーケットを対象とする映像配信サービス事業の九州における拠点として宮崎市に事業所を設置するもので、今月中の操業開始を予定しております。

次は、センコービジネスサポート株式会社でございます。この会社は、物流事業を営む株式会社センコーさんの子会社で、これまでセンコーの事務センターで処理されてきました全国のセンコーグループ各社の人事、経理に関する事務処理やデータ処理等の業務を専門的に行うため、ことし7月に設立された会社でございます。今回、延岡市内に事業所を設置することとなりまして、来月の操業開始を予定しております。

最後に、本日調印予定の東郷メディキット株式会社でございます。この会社は、血管用カテーテルのトップメーカーでありますメディキット株式会社の子会社で、現在、日向市内の2工場ですべて人工透析用カテーテル等を製造してお

りますが、今回、人工透析針等の需要増大に対応するため、旧東郷工場を移転拡張しまして、日向市東郷工業団地に新工場を建設するものであります。平成19年9月に操業開始予定でございます。私の方からは以上でございます。

○西労働政策課長 労働政策課でございます。

資料の13ページをお開きください。「第8次宮崎県職業能力開発計画」を策定いたしましたので、報告いたします。ところどころはしょったり補足したりしますが、御容赦いただきたいと思います。1の計画の根拠であります。この計画は、職業能力開発促進法第7条の規定によりまして、国の職業能力開発基本計画に基づきまして県の計画を策定したものであります。

2の計画の期間は、平成18年度から22年度までの5カ年間としております。

3の策定に当たっての基本的考え方としまして、1つには国の「第8次職業能力開発基本計画」、これを十分に踏まえながら策定することでありまして、2つ目には、県の総合長期計画との整合性を十分に図るということでありまして、

4の策定体制であります。上の枠にありますように、法の規定に基づきまして宮崎県職業能力開発審議会の意見をお聞きしております。下の枠ですが、検討委員会を設けまして、第8次計画の素案を策定したところであります。

5の計画策定の経緯はごらんとおりでございます。

計画の概要について次ページ以降説明いたします。Iの計画のねらいであります。ここは読み上げさせていただきます。「職業キャリア形成をめぐる問題の背景にある労働市場の変化、企業における人材処遇のあり方の変化、働く者の意識や働き方の変化等の構造的な変化に対応す

るとともに、一人一人の職業キャリアの持続的な発展を実現するため、職業キャリア形成支援策を総合的に推進していく」というものでありまして、このねらいを端的に表現いたしますために、「生涯を通じた職業キャリア形成を目指して」という副題をつけたところであります。

Ⅱの実施目標及び基本的施策であります。大きな4つの目標ごとにそれぞれ施策を並べてあります。まず、実施目標1の「個人の意欲と能力を生かす生涯を通じた職業能力開発の推進」でございます。これは、個人に着目しております。その基本施策の(1)としまして、「職業キャリアの各段階に応じた支援の充実」を挙げております。ここで職業キャリアの各段階について申しますと、職業キャリアの各段階は、一人一人実情が違いますことから一律に年齢で区切ることには困難であります。したがって、本計画では国と同様に、準備期、発展期、円熟期という3つの段階に分けております。まず、準備期であります。これは職業生活に入る前の段階ととらえております。1つには、初等中等教育段階からのキャリア教育の充実、3つ目に書いてあります新規学校卒業者等を対象とした教育訓練期間における理論面の学習、いわゆる座学でございます。それと現場におけるOJT、企業実習でございますけれども、これを組み合わせた新たな職業訓練の普及定着、これは新たな職業訓練の制度でございます。それから、若年失業者等に対します各種の施策を推進してまいることとしております。次に、発展期でございます。これは職業生活に入っている段階を指しております。この段階では、長時間労働とかメンタルヘルスを含めました心身の健康保持が問題となっておりますので、仕事と家庭、地域生活との調和、いわゆるワークライフ balan

スに係る施策の推進を図っていく必要があると考えております。円熟期であります。これは職業生活の引退過程に入る段階をとらえております。ここでは高年齢者の再就職、就業等円滑な移行支援のための多彩な訓練機会の提供を行ってまいります。

次に、施策の(2)としまして、「障がい者の自立に向けた職業キャリア形成支援の推進」であります。障がい者の態様に応じた多様な職業訓練の推進や技能向上への取り組み、これに対して積極的な支援をしていくこととしております。

(3)の施策としまして、「多様な働き方をする者や十分な教育訓練機会が得られない者への支援」であります。1番のパートタイム労働者とか2番の母子家庭の母親、生活保護受給者などいろんな方に対するさまざまな施策を推進してまいることとしております。

次のページであります。実施目標の2つ目であります「企業の活性化に資する職業能力開発の促進」であります。ここでは企業に着目しております。施策の(1)としまして、「企業のニーズに対応した人材の育成」を挙げております。ここでは、地域産業の人材ニーズや職業訓練ニーズなどを踏まえまして、職業訓練内容を設定してまいることとしておりますし、情報通信分野等成長分野や職業技術の高度専門化に対応できる人材を育成していくということとしております。

次に、施策(2)の「従業員に対する職業能力開発への支援」であります。在職者訓練の実施とか在職者訓練を実施する認定職業訓練、これを支援してまいること。それから、労働者の自発的な職業能力の開発及び向上を支援するため、労働環境の整備を図ってまいりたいと。特

に金融面とか時間面でゆとりがないようであり
ます。

大きな目標の3であります、「現場力の強化
と技能の継承・振興」であります。施策の(1)
「現場力の強化に向けた能力開発」としまして、
従業員に対してみずから教育訓練を行うことが
困難な中小企業者、これへの教育訓練機会の提
供や、次であります、現場を支える技能者の
職業訓練の実施等、事業主への支援を行って
いくこととしております。

次に、施策(2)の「2007年問題に係る技能
継承への支援」であります、1番目、若年者
層の現場への誘導と育成が必要でありますし、
技術技能等の交流の場の設定など円滑な技能継
承への支援を進めてまいることとしております。

(3)の施策、「技能の振興(技術技能が尊重
される社会づくり)」でありますけれども、児童
・生徒の段階からものづくりへの興味、関心
を高めますような技能体験教室の開催や技能検
定制度の普及促進、すぐれた技能者の表彰など
を行ってまいることとしております。

目標の4であります「人材育成推進体制の整
備・充実」についてでございます。まず、施策
(1)で「県立産業技術専門校の機能強化」、
これにつきましては、社会経済の動向を踏まえ
た企業のニーズに対応した訓練内容の見直し
を行うことが必要でありますし、また民間教育
訓練機関への施設開放などを行いまして、総
合センター機能の強化を図ってまいりたいと
また、障がい者に対するその態様に応じたき
め細やかな職業訓練の推進をしてまいりたい
と考えております。

施策(2)の「関係機関との役割分担及び連
携強化」であります、公共部門と民間との
役割分担、連携を行いまして、効果的な職業

キャリア形成の支援を行ってまいりたいと。産
学公民との協働による「働く人材(人財)育
成協議会」、これは18年度の新規事業とし
て認めていただいたところであります、本計
画で示されました方向性に沿いまして、
具体的な事業の検討をこの場で行ってまい
りたいと考えております。

お手元には8次計画書をお配りしてござ
いますので、後ほどお目通しいただきたい
と思っております。説明は以上であります。

○黒木委員長 執行部の説明が終了いた
しましたが、まず、議案関係について質疑
を受けたいと思っております。何かござ
いませんか。

○長友委員 確認ですけれども、冬場の
スケート場の料金とかそんなのは今まで
どおりということなんですか。

○松原観光・リゾート課長 冬場につ
いてはこれまでどおり、今の指定管理
者についてはこれまでどおりというこ
とでございます。

○榎藤委員 補足的な説明というよう
なことで言われたような気がしたん
ですが、指定管理者が統治してい
ない状況といいますか、そういう
ことが起きたときには県が同じ
料金でやるんだというような
説明があったかと思うんですが、
ここの部分についてもう少し。

○松原観光・リゾート課長 議案第5
号につきましては、指定管理者が
施設の利用料金を定める際の
基準を定めたものでございま
して、指定管理者がこの額の
範囲内で県の方に申請をしま
して、知事の承認を得て額が
決定いたします。議案第3号
につきましては、県が直営で
やるを得ないような不測の事
態が生じた場合にはこの料
金で県は運営するという内容
でございます。

○榎藤委員 料金の解釈については
わかったんですが、まだ指定
管理者も移ってすぐですから

そういうケースが起きるかどうかはわからないところですが、今の部分は指定管理者に委託する規定の中の解釈ですね。当然施設その他は県が持っておってお願いするわけですから、そういう解釈はわかるんですが、指定管理者に移るときの規定の中に何か条文として盛り込んであるのか、そうじゃなくて、それは当然のこととしてもともと県がやっていたと、それを指定管理者に移すという、そこら辺は明確な規定というのがあるのかないのか。ないけれども、そう解釈すべきだということなのかということ。

○松原観光・リゾート課長 施設はあくまでも県の県有施設でございますので、施設をいじる場合につきましては、当然県と十分協議をしていただくということになります。これは指定管理者の協定書の中とかそういうところで定まっております。あくまでも管理運営だけは指定管理者が負うことになっておりますので、その管理運営については基本的に指定管理者がある程度自由な裁量の中でやっていただくということになっております。ただ、料金につきましては、あくまでも県有施設を県民の皆様方あるいは観光客の皆様方、こういう方々に観光振興の観点から利用していただく際の大きな部分でございますので、その部分については知事の承認ということが条例の中で定まっておるところでございます。また、指定管理者の管理運営が適正に行われているかどうか、これにつきましては定期的にいろいろ事業報告をいただくとともに、実際に随時現場にも視察に行ったりという形で指定管理者の管理運営には県としまして万全を尽くしているというような状況でございます。

○権藤委員 余り机の上だけの議論はいかんとするんですけれども、例えば指定管理者に移して、一生懸命指定管理者がやったと。しかし、

利用する入場人口とかはなかなかふえないと。仮にですよ、そういう場合に、県がやろうが指定管理者がやろうがやっていけないような状態とか、そういうもの等の解釈が若干わからなかったものですから、また私は、指定管理者がやってもうまくいかんで県もやれませんよというケースもあっていいんじゃないかという逆のことも考えたものですから、そこら辺はここで余り仮定で議論してもいけませんので、通常の場合はさっき説明があったように、料金も瑕疵があって指定管理者が中断せざるを得なかったら県がフォローする、それは一般論でわかるんですが、両方ともやれないような状況もあるかもしれませんし、そこら辺がちょっと指定管理者の規定等わからなかったものですから、ここで議論しても私自身もわからないかもしれませんが、TRじゃないんですけれども、県もやれないというケースもある場合があるのかなと、そういうことを思ったものですから。これ以上時間かけるといけませんので。

○黒木委員長 ほかに。

○坂口委員 これは参考までに関連してお尋ねするんですけど、えびの高原、一回委員会で利用したんだったんですかね。あのときにトイレのウォシュレットの話が出たんです。それを今後どうやる、だれが負担するという問題が一つ、やるとすればですね。やらなければもういいんですけど、あれを公募したときに、一つには、あそこの場合は年間いくらで借りてくれますかという方法だったのか、いくらで管理を受けてくれますかと、安い方だったか高い方だったかわからんけど、経済的なものにたしか100点満点の30点ぐらい配点してあったんじゃないかと思うんです。3割ぐらいがそこに重きを。当初あそこがウォシュレット化していれば入り込み客

数が全然違うと思うんです。公募する人が試算する場合ですね。当初見込んでいた、うちは年間幾らで使わせていただきますよというものがその時点の施設で試算した場合と、改善された施設で試算された場合はうんと違ってくると思うんです。確かに快適性とか利便性が増せばお客さんはふえる。そうなると、そのときから後に投資するものが必要に迫られた安全の確保とか法律の遵守のための改造だったら、当然これは所有者が負担すべきですけども、経営の向上につながる負担といえれば軽微な出資以外でもこれは検討のしどころだと感じたんです。あの時点では想定されてなかったから公募の中に入ってなかったんでしょうけど、ここらが一つ課題として出てきたんじゃないかなという気がするんですけど、それらに対応できるような条例なり運用規約なり細則なり何かあるんですか。

○松原観光・リゾート課長 基本的には、危険負担のどちらが費用分担するかというところは協定書の中などで規定されております。今、手元の方に詳細持っていないんですけども、一番典型的な例で申し上げますと、災害が起きたときに施設が壊れたとかそういうものにつきましては、やはり県が負担するということになります。通常の維持管理に係るような軽微なものにつきましては、指定管理者が利用料金の中で負担していくということが基本でございます。ウォシュレットにつきましては、今やどこの旅館、ホテルであっても最低限の施設ではないかというふうに考えておまして、ウォシュレット化につきましては、基本的には県の方で負担すべきものではないかというふうに考えております。

○坂口委員 解釈が違うと思うんです。確かにそうだと思うんです。契約が解除されても、県

の財産としてグレードアップされてまた残るわけですから、確かにそう思うんですけど、公募の際の相手方の選定に対しての金額というものの比重が30点ぐらいあったと思うんです。かなりのシェア占めていた。そのときにウォシュレットに何年後に改造しますよというものがそこで示されておれば、もうちょっと高くで公募できた人がいるかもわからない。何ぼで借りますという高い方がいいやつにはですね。何ぼで受けますという安い方がいいやつならもうちょっと安くで受ける人がそこで出てきたかもしれないですよというやつです。軽微とか費用が大きいとかいう簡単なものじゃなくて、例えば安全とかに関するものについては、安全確保のための、例えば姉歯設計でいけば構造計算ですね、耐震強度、そういうものの県が所有者として指定すべき条件というものが設備にあると思うんです。指定条件、それから運営していく人が、もちろん持ち主の許可を得ないとだめですけども、届け出なり許可制によって運営をより有利に運用していくために、自由に、合意ができればですよ、変えていかせるべきもの、これは金額の多寡じゃないと思うんです。だから、任意で変えられるものと指定で縛って指示によって変えさせるもの、これが整理されてないと……。土木の請負約款なんか見るとよくわかると思うんです。目的構造物を完成させるための仮設工事なり工法についてはすべて原則商法にのっとって任意だよと。だから、設計変更の対象にしない。何ぼかかろうと、それは自己負担ですよと。ただし、行政が責任を確保すべきところについては、商法上は任意だけれども、指定しますよというルールが公共工事の請負という分野では確立されていますね。今度の指定管理者制度の契約のあり方の中に金額の多寡でなく

てその部分を整理しておかないと不公平、あのときウォシュレットにしてくれるならあと1,000万高くでやっていたと、売り上げ2,000万ふやせるとかいうものが後になって出てくるんじゃないかという心配事ですね、これは施行してみても心配事が出てくるんじゃないかと、どんなですかね。

○松原観光・リゾート課長 その部分につきましては、また今後とも指定管理者の方とはいろいろ協議をさせていただきたいと思います。なお、国民宿舎関係につきましては、例えばえびの高原荘につきましては、年間3,900万円を指定管理者からいただくことになっております。この額につきましては、指定管理者の公募の段階で固定で決めておりまして、したがいまして、さらに4,000万出すとか、そういう仕組みではやっておりますので、その点だけ補足させていただきます。

○坂口委員 くどくなるけど、固定されていてもいいですよ。そうすれば今度は運用の面で、使用料をスケート場1,000円だったのを300円のうちは使わせるよというサービスを安く提供するというものがそこで出てきたんじゃないかという、条件が変われば相手方も条件は変わってくる。その整理ができてないんじゃないかと。これ、クレームでも何でもありません。今後の課題として出てきてないでしょうかという認識を聞いたんです。

○松原観光・リゾート課長 その部分につきましては、指定管理者の再公募とか、そういう時点までにまたいろいろ詰めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○中野副委員長 関連して教えてください。インラインスケート、道路なんかでやっているやつかなと思うんですけど、テニスコートをインライ

ンスケート場に変更した場合、改造費とかそういうのはどうなったか。それと貸し靴、どういう仕組みになっているのか、そこ辺を教えてください。

○松原観光・リゾート課長 今回テニスコートからインラインスケート場に変更いたしますに当たりまして、アスファルト舗装化が必要になってまいります。アスファルト舗装化に必要な費用、250万かかったわけですが、これについては県で負担しております。貸し靴につきましては、これは指定管理者の方が自分で購入されるなり何らかの形で入手されて、指定管理者の自主的な事業としてお客さんに貸すことによってそれを収入にするという形になっております。

○黒木委員長 それでは、その他の報告事項について何かございませんか。

○榎藤委員 15ページの能力開発とか若年者の現場への誘導育成、あるいは3番目の技能の振興、こういったこと等と最近出てきております非正規社員、人材派遣会社が部分的に下支えをしていく、こういう部分等については、従来は企業が人への投資というのをやってきて、質の高いものを企業の責任で築いてきたと思うんですが、その一角が崩れて、逆に品質面では高いものを求められながらコストを下げるということで、企業の側が放棄して人材派遣会社にそういうのを求めているという部分が最近あるんじゃないかと。これを完全に解消しようということ、発注するといいますか、主体を持つ企業が責任を持って、派遣社員であろうと職場でのスムーズな作業が進むためには企業の側でやっていくべきじゃないかと思うんですが、最近の実情を漏れ聞いておる範囲ですと、過重な人材派遣会社への注文といいますか、そういったこ

と等があるやに聞いておりました、今後また、要望としますが、商工観光労働部の存在感としてはそこら辺を、企業の側にもしっかりしてくださいよというようなことを、逆に苦いことも指導してもらったりせんといかんのじゃないかなと。ただ派遣する会社だけにそれを求めていくというのは、派遣会社の方は立場が弱いと思うんです。そういったことをぜひ今後はまた行司役として、会社の中のことをいろいろ言うというのは難しいかもしれませんが、そういう指導を逆に行政としてお願いをしたいというふうに申し上げたいと思います。

○西労働政策課長 指導となりますと、私どもにはその権限がございませんものですから、直接にはできませんけれども、労働局あたりと連携しながらそういうことをいろいろ労働基準の指導とかいう中でやってまいりますし、また正規雇用になることが私どもは望ましいと考えておりますので、これにつきましては、部長以下機会あるごとに企業の皆様方には訴えているところであります。

○榎藤委員 お答えいただきましたので、私が心配している部分は、例えば300人の企業で正規社員が100人以下とかなったときに、非正規の人はくるくるかわるわけです。もしかしてサービス業等のホテルあるいはそういったところに近いところが災害とか緊急避難とかなったときに統率が……。1年に1回かそこらの避難訓練とかそういうのをやっても200人以上の人はほとんど初めての人がおるかもしれないんですね。そういったこと等含めて、当然企業は企業なりに考えているとは思いますが、そういったことを含めての要望ですので、お答えはもうよろしいですが、そういう心配でございます。

○横田委員 同じく職業能力開発についてです

けど、職業キャリアの各段階に応じた支援ということで、対象者がすごく大きな数字になるんじゃないかなと思うんですけど、それはどこが具体的に対応することになるんですかね。産業技術専門校とかそこだけではとてもできないような気がするんですけど。

○西労働政策課長 公共職業訓練につきましては、産業技術専門校もございますし、国の方の職業能力開発機構、ここが物すごい大きなシェアでやっておりますし、また職業能力開発施設、いろいろ職業訓練校とかございますが、こういったものもございますし、公共のもの、民間のもの、先ほど申しましたように役割分担をしてやってまいりたいと考えております。シェアとしては県が直接やる分は極めて少のうございます。以上でございます。

○中野副委員長 関連ですけど、8次計画、この計画作成費が幾らかということと、7次と8次の大きな違い、変更点、1つか2つ、それだけ教えてください。

○西労働政策課長 まず、後の方の御質問の8次計画と7次計画の違いでございますが、7次計画を策定した時点は非常に景気も悪かったということで、雇用の安定拡大に向けてIT分野や介護分野の新成長分野における能力開発、それから離転職者の早期就職のための能力開発に重点を置いてまいりました。8次計画においては、先ほど申しましたが、今度は背景が違いまして、人口減少社会に入って若年者の能力開発はこれから一層必要だと、さらには団塊世代の段階的引退というような状況がありまして、こういったものから職業能力開発に取り組みたいというものであります。特に一番大きな違いは、7次計画におきましては、3つの県立高等技術専門校を1つに統合したと、これが一つの大き

な目玉でございました。そして、産業技術専門学校、高鍋校も新設したというものであります。

もう1つでございます。この計画策定の予算でございますが、平成17年度に360万円、平成18年度には270万円の予算で計画を策定したところでございます。

○長友委員 新規事業の働く人材育成協議会、年度中ですからあれですけど、その実績とどういふことをやってこられたかというのを教えていただきたいと思ひます。

○西労働政策課長 働く人材育成協議会につきましては、平成18年度の予算で設けるといふことにされておひまして、この8次計画で示された方向性について具体的な取り組みを検討してまいるといふものであります。まだ協議会は設置されておひません。ただいま人選を進めていふところであります。メンバーとしましては、産学民の方で約15名程度を考へておひますし、できるだけ工業系の現場の方とか入っていただきたいと考へておひます。何分、国の方の計画は7月末にできまして、それを受けまして8月末に県の計画を策定したばかりでありまして、次の段階の人材育成協議会、これがまだ発足してないといふ段階でござひます。以上であります。

○長友委員 内容的にはどんなことをやられるか教えてください。

○西労働政策課長 この中では、先ほどありました3つの職業生活の段階に分けまして、今後の人材育成に必要な教育訓練のメニューをどうしていくかとか、産業界、教育界、行政の役割分担をどうしていくかとか、本県の産業構造に適した分野ごとにどのような訓練をやっていくべきかといふようなことをこの計画の具体化について検討してまいりたいといふことであり

ます。

○徳重委員 企業誘致対策監にお尋ねしますが、誘致企業の誘致基準といふのか、雇用者数あるいは資本設備等、どういふことが基準になって誘致企業と認定されておひますか。

○吉田企業立地対策監 基準といふのは製造業と情報サービス産業でちょっと違つておひまして、製造業につきましては、新規の雇用が11名以上あることがまず一つの基準であります。情報サービス産業につきましては、その人数が6人という形になります。6人以上といふことですね。投資につきましては、特に基準はござひません。ただ、補助金をお渡しするときに基準があるといふ形になります。もう一つ、流通につきましても基準がありまして、流通関連だったら31人以上の雇用が必要だといふことになります。

○徳重委員 それぞれ流通、製造、情報、いろいろこの職種が分かれると思ひますが、それぞれ補助といふのか、各市町村なりあるいは県、県はすべて誘致企業については一定の支援をするといふ形になっているんですか。

○吉田企業立地対策監 先ほどちょっと言ひかけましたけれども、製造業については2億円以上の投資があることとか、情報サービス産業につきましては、投資というよりも、情報サービス産業は空き店舗、空きビルなんかに入ることが多いものですから、改装費とか通信費の補助とかそういう形になると思ひます。

○徳重委員 それぞれ条件は違つた支援対策が組まれていると理解していいんですかね。

○吉田企業立地対策監 そのとおりでござひます。

○徳重委員 こういふ誘致といふことを県が先にするの、あるいは市町村がして県が後に

来るのか、そこはどのような形ですか。

○吉田企業立地対策監 企業誘致の調印というのは、企業が入ってくる市町村と企業さんが調印をするという形になりまして、県はそれに立会人として立ち会いをするという形になります。ですから、県がある企業さんと市町村を除いて調印をするということはありません。市町村がやるということに県が立ち会いをするという形になります。

○徳重委員 結局、市町村がそれぞれ動いて企業を誘致したいという場合、あるいは県が直接やった場合、いずれにしても市町村が基準になるというか、市町村からの申請を受けてすべてこういう誘致企業の対象にしていくということではないですかね。

○吉田企業立地対策監 そのとおりでございます。

○濱砂委員 関連ですが、誘致企業に対する特典というのは、内容はどのようなものがあるのでしょうか。

○吉田企業立地対策監 2つ分けまして、投資割りと雇用割りという形になります。先ほど申し上げましたように、製造業につきましては、一般製造業であれば投資額の2%、2億円以上の投資があった場合に一般製造業であれば2%の投資割りの補助金を差し上げる。雇用割りににつきましては、新規雇用1人につき30万円をお渡しするという形になっております。あと先ほどもちょっと言いましたように、情報サービス産業では通信費の半額ぐらいを補助するという事も出てきます。

○濱砂委員 全体のトータルは出てないかもしれませんが、14年から現在18年までで376企業、誘致をされていますね。上のデータを見ますと、合計で5,994名の雇用者ということだろうと思う

んですが、これに県から出したお金と、この労働対価はわかりませんが、どのくらいになっていますか。出てなければ、18年度の企業誘致一覧部分でも結構です。出てないですか。

○吉田企業立地対策監 今こちらには手元がないものから、後ほど調べてお届けするという事でいかがでしょうか。

○濱砂委員 資料でお願いします。

最近よく話が出ているんですが、いわゆる行財政改革で、特に財政改革の中で公共事業が極端に減らされておる。県単事業等から見ると、当初からすると4割を切っているような状態、3割、3割、3割でカットしていますから、そうしますと、全体で公共事業が大体10%ずつ削られてきたとすると700億円ぐらいがこの3年間で公共事業だけでも削られている。公共事業というのは御承知のとおりなんです、もともと失業者の受け皿としてかなりの効果を出しているんです。今、いわゆる建設業界というところに携わっておる人たちがたくさん失業されている。最終的受け皿だった部分が転換を迫られておる。ところが、なかなか職場がないというのは御承知のとおりなんです。誘致企業も確かにいいんですけども、いい会社もたくさん入ってきているだろうと思うんです。もっと受け皿を、人的受け皿が広いような企業、製造業のどっちかという部品製造ぐらいの、そういったある程度弾力があって雇用できるような会社、言い方がちょっと難しいんですけど、そのような方向というのはどのように考えておられますか。

○吉田企業立地対策監 私どもも委員のおっしゃるとおり考えておりまして、部品関係とか高付加価値の企業さん、こちらに来ていただきたいということで日々誘致活動には取り組んでい

るところでございますが、企業さんが立地するときにはいろいろと条件がございます、なかなか苦戦をしているというところがございますけれども、今、企業さんは設備投資意欲はある程度出てきているものですから、今後もそちらの方に力を入れて誘致活動に努めてまいりたいと考えております。

○濱砂委員 実は視察で富山県に行ってきました。富山県は宮崎県と逆転というような状態で2次産業が非常に発展している。1次産業は宮崎県の数分の1にしかないんですけど、ただ、雇用の幅が広いんです。さっきの話のようにある程度体が丈夫で動ける人たち、こういった人たちを雇用できる受け皿、ここ辺が宮崎県には今、欠けているんじゃないかなと思うんですけれども、ぜひそういうところに目を向けて、今もそうしておられるんでしょうけれども、2%というこのものも、ただ、今の状況から考えたら、少しは投資は大きくても効果があるもの考えるべきじゃないかと思うんです。ぜひひとつそのように前向きにやっていただきたいと思えます。以上です。

○吉田企業立地対策監 わかりました。これから頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○中野副委員長 関連ですけど、九州管内の限度額を教えてください。

○吉田企業立地対策監 九州内で限度額は一番多いところが20億円というのがあります。大体平均的には10億円ぐらいになってきております。県は5億円ということでいろいろと検討しているという状況でございます。

○徳重委員 限度額がそんなに違うということになると、だれだって逃げちゃうと思うんです。そういうお話でちょっと誘致企業が失敗したと

かいう例が今までにあるものですか。

○吉田企業立地対策監 私が知っている範囲ではそれでは特にはございません。ただ、入り口のところでそこ辺はあるのかなということはあるんですが、話が進んでいきますと、補助金だけじゃないものですから、ほかのいろんなファクターがありまして、宮崎県の場合は労働力が非常にあるということとか、土地がほかに比べると安いとかありますので、話が始めるとそんなにはないんですが、入り口のところでは、ああ、そうかということで来ないのもあるのかなというふうには考えております。

○長友委員 これは応援のエールですけども、有効求人数を見ると、九州管内で3位につけているんですよ。だから、いろいろ頑張っているんだなという実感がございます。しかし、先ほど富山県とか石川県とか北陸東北の話が出ましたが、青森、秋田を除いては有効求人倍率が1以上になっているわけです。そういうところを見ると、1次産業、2次産業、このシフトの問題等やらまだありますので、そこらあたりに着目しながら、もう少し生産性の上がる第2次産業というか、企業誘致等中心にしながら頑張ってもらいたい、こういう気持ちがございます。

○坂口委員 職業能力開発、技術技能の継承というのがあって、これ、どこで所管したり、どうなっているか、こっちが教えてもらってないのかもわからんですけど、労働政策課では産業界が求めるものに対しての対応というものは当然できるんでしょうけど、産業界が現時点で余り求めないけど、技術技能を消しちゃいかんよというものがあるんじゃないかと思うんです。これはどこでやっているのか。例えば河川工事なんか、多自然型で自然石を使った石積み工法とかいうものが今後工法の中でどんどん採択

されていくような方向になってきている。石を割ったり組んだり、石工さんというのが要りますね。それとか、廃プラスチックなんかで小型船がFRP化されたことで問題になって、今後、杉材を使った船なんかが必要になってくる時代が来ないとも限らない。そうなったとき、船大工とかいうのが県内に何名も残ってないと思うんです。こういうものを養成してくれという産業界からの要望もないと思うんです。しかしながら、残していかなといかんと僕個人は思っているんですけど、そういうものを所管する課というのはどこになるんですかね。

○西労働政策課長 県では私どもの方がそれを所管しておりますし、技能継承育成事業というような事業につきましては、宮崎県の技能士連合会がございまして、ここに委託して、小中学生と技能士のふれあい教室とか新聞でいろいろ募集していると思いますが、そういったもの、それから技能チャレンジ体験学習、こういったものをやっておりますし、技能祭りなども開催しております。ただ、おっしゃるように、全産業でいろんな職種でそういったすたれかかっている技能を維持していかないといけないというものは確かにございしますが、全部に行き届いた行政の施策というのはなかなか及んでないというのが実情だろうと思います。

○坂口委員 際限なく広がってもどうしようもないですけども、例えばそんな中で残せる工夫、ビデオに撮っておくとか、理論的に整理しておくとかいう、それを一時キープすることなんかでまた必要なときに組み立てていくというような工夫なんかもしておかないと、とても対応できなくなるし、消えたらだめというものがあつたらあつた気がするんです。消えても、また必要に応じて極力再度それを普及していけるよう

な何かの保存の方法、そういうのがないかなと思って心配しているんですけど、また今後の検討課題として要望をしておきたいと思います。

○西労働政策課長 おっしゃるような対応を企業によっては実際ビデオにしたりマニュアル化したり、そういった技能継承ということに非常に努力を払っているところもございまして、そういった例を参考にしながら、そういった業界がございましたら、そのような方法も指導してまいりたいと思っております。

○坂口委員 言いがかりみたいになるけど、例えば石工とか船大工というのは企業は振り向かないんです。しかし、宮崎の石積みの技術なんていうのは熊本から流れてきて向こうに入った技術、これは全国に誇れるような石工の技術なんです。それに免許皆伝書なんていうのがまだ県内残っているんです。だけど、産業はとても振り向かない。船大工なんていうのは、舳肥杉、弁甲材使われるように宮崎にはいっぱい船大工いたんです。県内、何も残ってないんです。こういうことを言っていて、企業が残せるものは企業でいいけど、残らないものがある。それに対してちょっと心配をしてほしいなど、これは要望で。

○黒木委員長 私から1件、きょう調印されるメディキット、これは東郷の東洋工業ですか、モータープールのところですね。今ある車の中継所というんですか、あれはどこに今度は移転されるんですか。

○吉田企業立地対策監 マツダの話ですね。あちらはモータープールみたいなところは置かないということになったということで聞いております。

○黒木委員長 県内にはそういうものを置かないと。場所はあそこでしょう。

○吉田企業立地対策監 おろすのは細島でおろすということは聞いておりますが、モータープールみたいなのは置かずにそのままいろんなところという形で聞いております。

○黒木委員長 この現場は、そのモータープールのところが工場用地になるんでしょう。

○吉田企業立地対策監 そうです。その後ろに山がありますけれども、その山も造成するということが計画が立っております。

○黒木委員長 全体面積はどれぐらいになる予定と聞いていますか。工場を建てて裏の方に、裏が広いですね。

○吉田企業立地対策監 後ほどまたお届けするということがよろしいでしょうか。

○黒木委員長 調印式があつていろいろ出てくるでしょうから、また教えてください。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 その他について何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆さん、どうも御苦労さまでした。

暫時休憩をいたします。

午前11時8分休憩

午前11時11分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案、報告事項の説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○藤本土木部長 説明に入ります前に、まず、このたびの台風13号によりましてお亡くなりになりました3名の方の御冥福をお祈りいたしま

すとともに、負傷された皆様や住家損害など被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げたいと存じます。今回は土砂災害や公共土木施設などの被害はございませんでしたが、まだ台風シーズンの中でございまして、土木部といたしましても、引き続き防災対策に万全の体制で臨んでまいりたいと存じます。

続きまして、一言お礼を申し上げます。去る9月9日に、県内の新直轄区間で最初の本格的な工事となります東九州自動車道の丸目トンネルが施行されるのに当たり、国主催で清武一北郷間の工事着工式が開催されました。当日は坂元議長を初め、議員の皆様の御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。国におきましては、今年度、さらに北郷一日南間においても用地買収の着手や工事発注も予定されておりますので、県としましてもさらに積極的に協力をしてまいりたいと考えております。道路特定財源の一般財源化の問題など高速道路の整備を取り巻く環境には大変厳しい状況がございますが、今後とも東九州自動車道を初めとする高規格幹線道路網の早期整備に向けまして全力で取り組んでまいりますので、委員会を初め、県議会の皆様により一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます土木部所管の議案等につきまして、その概要を御説明申し上げます。お手元に1枚紙で概要説明の要旨をお配りいたしておりますので、ごらんをいただきたいと存じます。まず、1の議案等の(1)議案第1号「平成18年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)」についてであります。今回の土木部の補正額は、一般会計で1億9,500万円の増額をお願いしております。その内容といたしましては、西日本高速道路株式会社など

からの受託事業の決定に伴う補正であります。これにより補正後の土木部所管の予算は1,004億4,028万5,000円となります。

次に、(2) 議案第7号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」であります。これは、関係法律の廃止などに伴い引用規定を改正するための条例の改正であります。

次に、(3) 議案第11号「宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例」につきましては、屋外広告物許可の取り消し要件に管理者の届け出に関する義務違反を追加するなど、所要の規定の整備を行うための条例の改正であります。

次に、(4) 議案第13号及び第14号「工事請負契約の締結について」であります。これは、国道327号の岩屋戸1号橋上部工工事及び県道鰐塚山田野停車場線の鰐塚山トンネル工事に係る請負契約締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、(5) 議案第15号「工事請負契約の変更について」であります。これは、岩屋戸トンネル工事の工事請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、(6) 報告事項の「損害賠償額を定めたことについて」であります。これは、県有車両による交通事故などの損害賠償額の決定などを専決処分によりまして行ったことについて、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

最後に、その他の報告事項といたしまして、総合評価落札方式の試行についてなど3件がございます。

以上が当委員会で御審議いただきます議案等

でございますが、詳細につきましては、それぞれ局長及び担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

○後藤管理課長 管理課でございます。

まず、議会提出資料でございますが、各課が本日の委員会で説明に使用いたします議会提出資料は、1つ、「平成18年9月定例県議会提出議案」、2つ、「平成18年度9月補正歳出予算説明資料」、3つ目に「平成18年9月定例県議会提出報告書」の3つでございますが、土木部関係分だけを抜粋してお手元の委員会資料でまとめておりますので、各課はこの委員会資料で説明させていただきます。

委員会資料を開いていただきますと、目次に各課の説明項目とその下に議会提出資料とその該当ページを記載しております。

それでは、委員会資料の1ページをごらんください。土木部の9月補正予算の概要について御説明いたします。今回の補正予算は、東九州自動車道の事業進捗に伴い、西日本高速道路株式会社からの用地測量や物件調査等の受託業務増加などに伴うものであります。この表は、今回の補正額及び補正後の額を一覧表にして取りまとめました土木部の予算総括表でございます。一般会計と特別会計を合わせた補正後の土木部の予算は、表の一番下の行の右から2番目に記載しています1,004億4,028万5,000円で、前年同期比較で95.9%となっております。

次に、3ページをお開きください。損害賠償額を定めたことについて御説明いたします。県有車両による交通事故の損害賠償であります。表記載の相手方の車両に日向土木事務所職員の運転する県有車両が追突したものであります。この損害賠償額は人身及び物件損害料であり、

表記載の金額で和解契約を締結いたしております。交通事故防止につきましては、日ごろから注意を喚起しているところではありますが、今後とも十分指導してまいりたいと考えております。

管理課は以上です。

○郷田技術検査課長 技術検査課でございます。

総合評価落札方式の試行につきまして御説明いたします。委員会資料の5ページをお開きください。まず、1の総合評価落札方式導入の背景についてであります。昨年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行されましたが、その中で、公共工事の品質確保を促進するために3つのポイントが挙げられております。

資料の8ページの方をお開きください。3つのポイントとその施策について整理をいたしております。1つ目のポイントは、品質確保の基本理念及び発注者の責務の明確化でございます。公共工事の品質確保の重要性や発注者の責務が明記されております。2つ目のポイントは、「価格競争」から「価格と品質で総合的にすぐれた調達」への転換でございます。3つ目のポイントとしまして、発注者をサポートする仕組みの明確化でございます。小さな市町村におきましては、発注関係事務を十分に実施できない場合もございますので、そのようなときは外部支援の活用に努めることとされております。

資料の5ページにお戻りください。ただいま品確法の3つのポイントについて説明をいたしました。このうち、2番目の価格競争から価格と品質で総合的にすぐれた調達への転換の主要な取り組みといたしまして、総合評価落札方式の適用が掲げられております。続いて、総合評価落札方式の概要についてであります。総合評価落札方式は、従来の価格のみによる競争入

札とは異なりまして、価格と技術提案等の内容を総合的に評価をしまして落札者を決定する方式でありまして、工事の規模や難易度によりまして、通常の道路、河川、砂防工事などが対象となります簡易型、大規模なトンネルや橋梁工事などが対象となります標準型、大規模なダム工事などが対象となります高度技術提案型に区分されます。

9ページをごらんください。この図は総合評価落札方式の体系を示したものでございます。真ん中下ほどに緑色の総合評価の枠がありまして、左から括弧書きで簡易型、標準型、高度技術提案型となっております。これらの適用につきましては、上の方に白枠で表示してありますが、技術的な工夫の余地が小さい工事であるか、技術的な工夫の余地が大きい工事であるかなど対象工事の特性を検討しまして設定することとなります。県の工事におきましては、施工規模などから簡易型が一般的でありまして、標準型等の適用はごく少ないものと考えております。

また、5ページの方にお戻りください。総合評価落札方式を取り入れるメリットとしましては、業者の持っているさまざまな技術力やノウハウを生かすことによりまして、工事目的物の品質のより一層の確保や県民サービスの向上、住環境や自然環境のさらなる保全などが図られ、住民や利用者の満足度が高まるものと考えております。例えば交通量が多い道路での交通規制時間の短縮ですとか、河川工事におきます工事濁水の減少などがございます。また、民間企業の技術力競争が促進されまして、技術と経営にすぐれた建設業の育成につながるものと考えており、不良不適格業者の排除等も期待されるものと考えております。

次に、3の総合評価落札方式の試行について

であります。総合評価落札方式につきましては、副知事を委員長とします宮崎県入札手続等改善検討委員会で検討を行ってきたところでありませんが、本年度からまず土木部所管事業におきまして試行を行いたいと考えております。試行は、5,000万円以上の案件から選びまして、条件付一般競争入札で行うこととしております。試行期間としましては、平成18年度下半期から平成19年度までを予定しまして、今年度は数件ほどの工事を選定したいと考えております。なお、国土交通省におきましては、今年度、事業費ベースで約8割の工事で総合評価落札方式を実施する予定になっておりまして、九州各県におきましての土木部関係部局の工事において、いずれの県におきましても今年度中に簡易型を試行する予定となっております。

資料の6ページをお願いします。続きまして、4は簡易型の評価項目及び配点についてであります。この表は、簡易型の評価の視点と評価項目及び配点をまとめたものでございますが、国土交通省の評価基準を参考に作成しております。評価の視点を3つに分けております。施工計画につきましては、工程管理や品質管理に係る技術的所見などを評価し、4点としております。企業の施工能力は、企業の技術力、地域社会貢献などを評価しまして、3点としております。配置予定技術者の能力については、監理技術者等の同種工事の施工経験などを評価し、3点としておりまして、合計を10点満点としております。括弧書きは、20点満点とした場合の配点を示しております。

続きまして、5、簡易型によります落札者の決定方法についてでございます。まず、加算点について御説明いたしますと、加算点につきましては、施工上の技術的課題が多いか少ないか

などによりまして、上の4で説明をしましたように、満点を10点または20点として配点を決定いたします。その後、入札を希望する業者から出された資料を評価基準に基づいて審査評価しまして、得点を算出いたします。次に、評価値の算出ですが、基礎点を100点としまして、これに加算点を加え、技術評価点を算出いたします。この技術評価点を入札額で割った値が評価値となります。つまり評価値は、技術評価点の高いものほど、また入札額が低いものほど高くなることとなります。そして、入札価格が予定価格及び最低制限価格の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者といたします。

次、7ページを見ていただきますと、ただいま説明をしましたことを具体的に例示した表を載せております。この表は、ある工事におきまして、A、B、Cの3社が入札に参加したと仮定して作成したのですが、加算点の満点は10点としております。まず、各社から出された資料をもとに評価を行いまして、得点を出します。これを合計しましたのが①の加算点でして、5.7点、8.7点、4.2点となります。次に、①に基礎点の100点を加えまして技術評価点を出します。これが②となります。③は入札額の欄でございますが、それぞれ7,400万円、7,300万円、7,200万円の入札額であったと想定しております。その下の欄が評価値でして、②の技術評価点を③の入札額で割った値となります。表では数字を見やすくするために1万倍しておりますけれども、この場合は評価値が14.28、14.89、14.47となっております。総合評価落札方式では、評価値が最も高いものを落札者といたします。そのため、このケースによりますと、入札額が最も低いC社ではなくてB社が落札者ということになります。

6 ページにお戻りください。続きまして、中立かつ公正な審査評価の確保について御説明いたします。同方式の適用に当たりましては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査評価を行う必要があります。このようなことから、地方自治法におきまして、総合評価落札方式を行うときは2人以上の学識経験者の意見を聞くこととされております。そのための委員会を設置することとしております。また、手続の透明性、公平性を確保するため、評価基準等についてはあらかじめ入札説明書等において明らかにしますとともに、入札結果についても各業者の入札価格、技術評価点等を公表することとしております。

最後に、7の試行における検証内容についてであります。当方式は他県等におきましても取り組みが始まったばかりのところが多くありまして、システムが十分に確立されておられません。そのため、学識経験者等の意見聴取や技術提案の作成評価など、受発注者双方の事務量がどの程度になるのか、また評価項目や評価基準の設定が適切であるかどうか、価格に対する技術評価点の割合は妥当であるかというようなことについて検討を行う必要があると考えております。このようなことから、当面は対象工事を選定しまして、試行により総合評価落札方式の検証を行いたいと考えております。

以上、総合評価落札方式の説明を終わらせていただきます。

○荒川道路建設課長 道路建設課でございます。

議案第13号及び第14号の「工事請負契約の締結」について御説明いたします。委員会資料11ページをお開きください。議案第13号は、一般国道327号地域連携推進事業に伴う岩屋戸1号橋上部工事の請負契約の締結についてであります。

下の方に位置図を掲げておりますが、この工事は、椎葉村大字松尾において整備を進めております岩屋戸バイパスの整備に伴う橋長128メートルの岩屋戸1号橋上部工事でございます。条件付一般競争入札に付したものであります。1に岩屋戸バイパスの事業概要を書いております。2に岩屋戸1号橋上部工事の概要を記載しております。3の工事請負契約の概要をごらんください。契約の金額は7億234万5,000円でございます。契約の相手方はJ S T株式会社福岡営業所でございます。日本鉄塔工業株式会社がJ S Tとなっております。工期は平成20年12月25日までであります。次の12ページに工事箇所を拡大してお示ししております。

次に、13ページをごらんください。議案第14号は、一般県道鰐塚山田野停車場線、平成17年発生道路災害復旧事業に伴う鰐塚山トンネル工事の請負契約の締結についてであります。下の方に位置図を掲げておりますが、この工事は、宮崎市田野町大字持田において今年の台風14号により被災しました一般県道鰐塚山田野停車場線を災害復旧工事として施行する延長325メートルのトンネル工事でございます。条件付一般競争入札に付したものであります。1に鰐塚山トンネルの事業概要を記載しております。2の工事請負契約の概要をごらんください。契約の金額は6億2,736万4,500円でございます。契約の相手方は大淀・南星特定建設工事共同企業体でございます。工期は平成20年3月25日までであります。

次に、14ページをお開きください。工事請負契約の変更について御説明いたします。議案第15号、一般国道327号地域連携推進事業、岩屋戸トンネル工事の請負契約の変更についてであります。当工事は、椎葉村大字松尾において整備を

進めております岩屋戸バイパスの岩屋戸トンネル工事であります。3の工事請負契約の概要をごらんください。当初の契約金額は10億6,575万円でございます。契約の相手方は大和・山本・矢野特定建設工事共同企業体で施工中であります。契約金額を651万1,000円増額変更するものであります。4の変更理由であります。トンネル掘削の結果、トンネル中央部付近の岩盤が当初想定以上に亀裂が多かったため、この区間に鋼製支保工を追加したことによって鋼製支保工の施工延長がふえたことによるものであります。次のページに工事箇所を拡大してお示しております。以上でございます。

○黒木道路保全課長 道路保全課でございます。

損害賠償額を定めたことにつきまして地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告いたします。お手元の委員会資料の17ページをお開きください。道路保全課の報告分は5件でございます。発生日及び発生場所につきましては、左の欄に記載のとおりであります。

事故の内容につきまして御説明いたします。まず、一番上の側溝ふた不全事故でございますが、これは台風14号通過の翌日、中学生が自転車で歩道を通行しようとした際、台風の大雨でふたの外れていた歩道内の升に転落し、上下のあご等を骨折したものであります。2番目の側溝ふた不全事故でございますが、これは2日連続で発生した事故でございます。路線バスが走行中、道路を横断する仮設の排水溝のグレーチングふたをはね上げ、車両の下部を損傷したものであります。3番目の枝落下事故でございますが、これはタクシーで県庁クス並木通りの交差点で信号待ちで停車中、強風で折れたクスノキの枝が落ちてきてボンネットを損傷したものであります。4番目の枝落下事故ございま

すが、これは10トントラックで走行中、左側路肩に生えていた樹木の枝が垂れ下がってきて車両前部に衝突し、フロントガラス及び左側バックミラーなどを損傷したものです。5番目の穴ぼこ事故でございますが、これは自動車で走行中、車道中央寄りに生じていた穴ぼこに右前後輪が入り、タイヤがパンクしたものです。これらの事故に関し、調査しました結果、県に道路管理瑕疵があると判断し、それぞれ右の欄に記載しております金額で和解契約を締結したものでございます。損害賠償額の総額は286万5,558円でありまして、すべて道路賠償責任保険の契約を結んでおります保険会社から支払われます。

事故の説明は以上であります。道路の安全性を確保することは道路管理上最も重要なことでもありますので、事故が発生した場合にはその原因や今後の対策を分析し、すべての土木事務所にフィードバックするとともに、道路の事故が発生しないよう、道路巡視やパトロールにおける点検項目を見直すなど道路管理瑕疵事故の削減が図られるように取り組んでいるところであります。道路保全課は以上でございます。

○河野港湾課長 港湾課でございます。

委員会資料の19ページをお開きください。当課の補正予算額は、一般会計で1,700万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、右から3番目にありますように、一般会計と港湾整備事業特別会計を合わせまして91億259万3,000円でございます。

それでは、補正の内容について御説明いたします。20ページをお開きください。(事項)港湾受託事業でございますが、1,700万円の増額をお願いしております。これは、港湾環境整備事業によりまして、油津港堀川運河の緑地に飢肥杉を使った遊歩道でありますロードデッキ等を整

備する事業でございますが、県と日南市の管理区域が隣接していますことから、市が施行する部分を受託し、県施行分とあわせて発注、施行することにより効率的な事業の実施を行うものでございます。

港湾課の補正予算につきましては以上でございます。

○藤村都市計画課長 都市計画課でございます。

委員会資料の21ページをお開きください。議案第11号「宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例」についてであります。最初に、1の屋外広告物表示規制の対象となる自動車の範囲拡大についてであります。(1)の改正の理由であります。現行条例の規定では、屋外広告物表示規制の対象となる自動車の範囲に軽自動車等が含まれず、規制の対象となる普通自動車等との取り扱いが異なり、不均衡が生じるため、軽自動車等も規制の対象とするものであります。次に、(2)の改正の内容であります。第11条第3号の自動車に関する規定中の「道路運送車両法に基づく登録を受けた自動車」を「道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車」とすることによりまして、規制の対象に軽自動車等を加えるものであります。

次に、2の屋外広告物管理者の住所制限の撤廃についてであります。(1)の改正の理由であります。現行条例の規定では、屋外広告物の補修その他必要な管理を行う管理者につきましては、迅速な対応を求めるため、県内に住所を有する者に限っておりますが、県外に住所を有する者でも管理を適正に行える状況になってきたことから、この制限を撤廃するものであります。次に、(2)の改正の内容であります。第22条第2項の管理者に関する規定中に括弧書きしてあります「県内に住所を有する者に限る」を

削除するものであります。

次に、3の屋外広告物許可の取り消し要件に管理者等届け出義務違反を追加することについてであります。(1)の改正の理由であります。屋外広告物条例では、屋外広告物の管理者を置いたときなどはその旨を知事に届け出ることになっておりますが、こうした届け出を行わないなどの義務違反に対する効果的な是正手段がなく、適正な管理者等が設置されない等のおそれがあるため、当該義務違反を屋外広告物許可の取り消し要件に加えるものであります。次に、(2)の改正の内容であります。第25条の屋外広告物許可の取り消し要件に「管理者等の届け出を義務づけた第28条の規定による届け出をせず、または虚偽の届け出をしたとき」を加えるものであります。

最後に、施行期日についてであります。周知期間を設け、平成19年4月1日からといたしますが、2の屋外広告物管理者の住所制限の撤廃につきましては公布の日から施行することとしております。

なお、22ページに条例の現行と改正案の対照表を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、報告事項が2点ございます。資料の23ページをお開きください。まず、都市計画道路見直しガイドライン策定についてであります。1の概要についてであります。近年は、下の四角囲みの中にあります少子・高齢社会の到来、市町村合併の進行などによる社会経済情勢の変化によりまして、都市計画の考え方が拡大型のまちづくりからコンパクトなまちづくりに方向転換されております。このため、都市計画道路につきましても、その必要性、配置、構造等の検証を行い、都市の将来像を見据えた総合的な

見直しが必要となってきました。こうした都市計画道路の見直し作業は、まちづくりの観点から市や町が主体となって行うことになりませんが、市や町が見直しを円滑に行うことができるように見直し作業方法などを定めたガイドラインを今年度、県で策定しているところであります。

次に、2の本県における都市計画道路の整備状況について御説明いたします。表とグラフをあわせてごらんください。県内の都市計画道路は、全体の計画延長が約1,149キロメートルで602路線が決定されております。このうち、延長で700キロメートル、割合で61%が整備されているところですが、39%は未着手となっております。未着手の内訳として、9%が概成済みで30%が未整備であります。ここで概成済みとは、計画決定幅の3分の2以上の幅員または4車線を有するものであり、未整備は、それ以外で事業が着手されていないものであります。なお、都市計画決定から30年以上の長期にわたり未着手の道路は延長にして275キロメートルであり、全体の24%に達しております。この長期未着手道路につきましては、特にその必要性を検証していくことが重要であると考えております。

次に、24ページをごらんください。3のガイドラインの主たる内容についてであります。ここでは、大きな丸印で示しております見直しの基本的な考え方、見直しの検討手順と方法、ガイドラインの運用についてを内容として解説することとしております。

最後に、4の策定作業スケジュールについてであります。関係市町との意見交換会や検証作業などを行うとともに、学識経験者等による検討委員会の意見を参考にしながら、平成18年度中にガイドラインを策定することとしておりま

す。なお、平成19年度以降にガイドラインの内容について市や町などへの周知徹底を図り、各市町による見直し作業を促進していくこととしております。

次に、25ページをお開きください。景観形成基本方針の策定についてであります。1の概要についてであります。本県は、全国に先駆けて豊かな自然環境を生かした景観づくりに取り組んできたところでございます。7行目から記述しておりますように、この基本方針は、50年後、100年後を見据えた景観形成に関する考え方や方向性を広く住民に対して明らかにすること、住民と行政が協働して景観を糸口とした持続的かつ活力ある宮崎県を創造することを目的として策定するものであります。

次に、2の基本方針の内容についてであります。(1)の本県の景観としましては、自然景観や市街地の景観、公共施設の景観など県内各地で見られるさまざまな景観を紹介しております。次に、(2)の将来像についてであります。本県の景観は豊かな自然を背景にそこに住む人々の生活や営みの中から生まれてきたものと言えますので、自然と人々の生活が融合した「美しいみやざき」の創造としたところであります。次に、(3)本県における景観形成の基本方針についてであります。本県が持つ豊かな自然環境や歴史・文化などを生かした景観づくりを進めるため、景観に関する意識の醸成と指導的人材の育成に努めることや、貴重な自然環境の保全形成を図ることなど5つの方針を掲げております。次に、(4)景観づくりを進めるための役割についてであります。ここでは住民の役割、事業者の役割、その下にあります市町村の役割、右にあります県の役割を模式図で示しております。住民が景観づくりの主役であることや事業者も

重要な担い手であること、また市町村は景観行政団体として中心的な役割を担うこと、県は広域的観点から先導、調整を図る役割を担うとともに、住民、市町村などの取り組みを支援することとしております。次に、(5)の県としての取り組みについてであります。①の住民等に対する啓発支援など4つの項目につきまして取り組んでいくこととしております。

最後に、3の策定期間についてであります。当基本方針は平成18年度中の策定を予定しております。都市計画課から以上でございます。

○江川建築住宅課長 建築住宅課であります。

議案第7号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」について御説明をいたします。お手元の常任委員会資料の27ページをお開きいただきたいと思います。まず、1の改正の趣旨についてであります。本年6月に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」、いわゆるハートビル法とっておる法律でございます。それと「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」、いわゆる交通バリアフリー法とっておりますが、この2つの法律を統合した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が制定されたことに伴いまして、いわゆるハートビル法から引用を行っておりました「宮崎県における事務処理の特例に関する条例」の規定について所定の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容についてであります。条例第2条関係別表の第34の項では、特定建築物の建築等の計画の認定申請の受理に関する事務を処理する市町村について定めたものですが、法律の名称及び引用条項を左の現行の欄に記載しております波線の部分、「高齢者、身体障害者

等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第6条第1項」から、右の改正後の欄に記載しております波線の部分、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第1項」に改めるものであります。

3の施行期日につきましては、施行の日から起算して3月を超えない範囲内としておりまして、規則で定める日から施行することとしております。

なお、次の28ページに新旧対照表をつけておりますが、説明は省略させていただきます。建築住宅課は以上でございます。

○野口高速道対策局長 高速道対策局であります。

当局の補正予算について御説明いたします。お手元の委員会資料の29ページ、高速道対策局をお開きください。当局の補正予算額は1億7,800万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、表中、右から3番目の欄にございますように19億4,841万8,000円となります。

それでは、補正の内容について御説明いたします。30ページをお開きください。事項といたしましては、東九州自動車道用地対策費であります。これは、東九州自動車道の早期整備を図るため、県が西日本高速道路株式会社及び国から委託を受け、用地測量調査等及び用地取得事務を行う事業であります。東九州自動車道の事業進展に伴いまして、西日本高速道路株式会社が事業主体となっております日向一都農間及び高鍋一西都間並びに清武ジャンクションにおける用地測量や物件調査等の受託業務の増加によりまして1億7,800万円の増額でございます。これによりまして、有料道路区間の用地測量及び物件調査はおおむね完了する予定でございます。なお、全額西日本高速道路株式会社からの受託

事業収入によるものでございます。以上で説明を終わります。

○黒木委員長 以上で執行部の説明は終了しましたが、質疑は午後にしたいと思います。よろしいでしょうか。

○濱砂委員 その前に、資料を急に言っても出せんでしょうから、お願いをしておきたいと思いますが、まず工事額なんです、建設の県発注の工事額、3億円以上ぐらいの件数、金額、高速と災害を除いたものを出していただけますか。委員長に資料をお願いいたします。

それから、もう1点は、県職員のOBが各業者に再就職をされたものの名簿が出せれば出していただきたいと思います。質疑は午後で結構です。

○黒木委員長 今の資料はどちらの方が用意しますかね。

○後藤管理課長 3億円以上のものにつきまして、今から調査しまして、できるかどうか含めまして、できれば資料提出したいと思います。

○濱砂委員 非常に公共事業が減額されてきておりますので、大きい事業がどのくらい出ているのかと。小さいB、C、Dぐらいのクラスの仕事が全然行き渡らんような状況のようですので、大きい例えば5億、10億のトンネルとか橋梁とかいうものはどのくらいの割合を占めているのか、その辺をちょっと知りたいものですから、そういうことでの資料要求です。

○黒木委員長 OBの関係は。

○濱砂委員 それはどのくらいの人か……。かなり話がどこそこであるんですけども、出せれば委員長の方から資料要求していただきたいと思います。

○黒木委員長 これも管理課長の方かな。

○後藤管理課長 これについては、退職者につ

いてどんな会社にとかいうのは、一応その方の持っている技術力と経験とかそういうもので請われていくということで、県のところで直接タッチしているものではありませんので、そこ辺については調査ができるかどうかと思いますので、そこを含めて私どもの方で検討してみたいと思います。

○濱砂委員 内容は県外の業者さんとの割合も見たいというところがありますから、その内容であります。別にほかに意図はございません。

○黒木委員長 それでは、暫時休憩いたします。午後は1時からお願いいたします。

午前11時57分休憩

午後1時2分再開

○黒木委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

執行部の説明が終わりましたので、委員の皆さんの質疑を受けたいと思いますが、どうぞ、どなたからでも。

○濱砂委員 午前中の資料はまだでき上がっていないんですね。

○後藤管理課長 3億円以上の請負工事額の件数、金額、これについて現在、作業しております。でき次第、それについてはお示ししたいと思っております。

○濱砂委員 県OB職員の名簿についてはどうでしょうか。

○後藤管理課長 17年度で見てもみますと、土木技術者の退職者は11名です。県としては再就職等をあっせんしているものではありませんので、退職の状況については把握していない現状にあります。ただし、その中で1名については西都土木事務所において河川巡視員として非常勤職員ということで働いていらっしゃいますので、

この分については把握しております。以上です。

○濱砂委員 県庁OB職員の業者さんへの再就職、天下りじゃない、あっせんもしないわけですから、再就職ということなのですが、現実的には営業等で回っておられますので、技術的なものの要素を買われていわゆる再就職というものもあるかも、そちらの方が主力だろうと思うんですけども、営業で回っている方もかなりいらっしやいます。話を聞きますと、本県の工事高の95%ぐらいは県内業者ということですから、それはそれでいいんですけども、県外業者等々の影響がどのくらい県内業者に対するシェアの縮小になっているのかなという気もしたものですからお願いをしたわけではありますが、ただ、やっぱり再就職とはいっても、そういった県の有能な人材が再就職をしていく、あるいはいろんな相談機能としてもOB会等もあると思うんですけども、行ったから知りませんよというんじゃないかと、公開する必要はないにしても行き先の掌握ぐらいはしておってもいいんじゃないかと思うんですが、しょっちゅう私どもは会うものですから、名刺も結構もらっておりますし、それが悪いというわけじゃないんです。有能な技術を各民間の会社に生かすということについては、これは必要なことでありますから、そういうものはそういうものとしてやはりちゃんと掌握していく必要があるんじゃないかと思うんですが、部長、どうですか。

○藤本土木部長 OBさんの再就職の状況を土木部で把握すべきじゃないかというようなふうにお聞きしたわけですけども、今、ざっくり言えば、天下りに対して非常に厳しい御批判もあるということで、土木部としては関与しないという立場をとっておるわけで、その中で再就職先の聞き取りとかをやって土木部とし

て名簿などをつくるということは控えたいと思います。ただ、今おっしゃったように、OBの親睦団体はございます。御存じのとおりですけど、全建緑陽会というのがございますが、ここは名簿をつくっていただいております、それは私どももいただいております、おおよそのところはわかるわけですけど、ただ、正確さから言うと完全なものじゃないというふうに私は見ておるわけですけども、そういうふうな状況でございます。以上です。

○濱砂委員 きょう説明がありました評価の方式なのですが、この中に、技術的な工夫の余地が大きい、高度な技術やすぐれた工夫を含む技術提案を求めるとか、いわゆる総合評価落札方式の概要説明をいただいたんです。私が言いましたのは、この件があって話をしたんですけども、県内で一番土木の皆さん方がわかっておられるのは、それぞれ専門の方たちが県の中で30年以上も仕事をしてこられて、そしてその人たちの能力というのは十分わかっておられるはずですから、そういうものがここ辺に組み入れられて、いわゆる県内の土木技術の向上につながるんじゃないかと、あるいはこの判断基準もそこ辺でできるんじゃないかと思ったから話を出したところだったんですが、その件に関してはどうですか。

○藤本土木部長 総合評価方式の評価基準ですが、これは第三者が見られてもわかりやすいものにする。例えば標準工期が100日であれば、自分ところはこういう工夫をして80日にしますとか、あるいは舗装であれば、騒音のレベルが例えば70とかあればこういう工夫して65にするとか、数字的にある程度あらわれて、どなたがごらんになってもわかるような基準にすべき必要があると、そういうふうに思って今、基準を

つくっているところなんですけれども、その中で、今、御意見おっしゃったように、いろんな技術的な工夫の知恵、その分は確かにおっしゃるように県の技術等を長年タッチしてきた者の中には、すべてとは言いませんけれども、そこ辺にすぐれた者もおるということで、そこ辺のある程度の参考意見とかいう場面はあると思うんですけれども、それが一概にすべてではないと思います。以上です。

○黒木委員長 それでは、議案の方から質疑をお願いします。

○榎藤委員 提出していただいた資料でいくと14ページ、15号議案の契約条件の変更なんですけど、これについては、10億を超えるものの中で650万ということですから、金額は単なる650という評価と全体に占めるものとの関係ということになると、いろいろあろうかと思えます。この契約変更の手続をまずお尋ねをしたいと思うんですが、その判断と手続ですね。

○荒川道路建設課長 議案第15号の岩屋戸トンネルの契約変更の手続ということでございますけれども、このトンネルにつきましては、トンネルの掘削をやっておりまして、その掘削の中で岩盤の地質、そういったものの変更がトンネルの中ほどであったわけでございます。その変更につきましては、本来ならば9月議会というのではなくて、例えば前の議会とかできるだけ早く御報告するところでございますけれども、ちょうど6月議会のときはまだ掘っている最中でございまして、きちんとした額がまだつかめない状況でございました。そういうことで今回提案をさせていただいているわけですが、その場合に土木事務所、発注者の方から請負業者さんの方に指示書を出しております。それに伴って業者さんの方でやっていただいております。

ということでございます。指示書を出しておりますので、それを受けまして設計等につきまして変更をしておるということでございます。以上でございます。

○榎藤委員 私は、通常の契約、商慣習というのは、例えば1%なら1%、この場合10億ですから1,000万なら1,000万というものを超える場合とかいろいろ判断の基準があると思うんですが、そういう契約変更しなきゃいかんという部分の解釈、これはどうなっているんでしょうか。

○荒川道路建設課長 今回の変更につきましては、650万の増になっておりますけれども、岩盤の内容は当初ある程度かための岩盤と思っていたところが若干亀裂が多い岩盤であったということで、発注者とコンサル、専門家等入れて岩盤の判定を何回かやっております。若干岩盤が亀裂が多かったということで、当初は鋼製支保工というのをみてなかったんですけれども、その委員会の中で鋼製支保工をやらないと危ないということで鋼製支保工を追加しております。そういうことから計算をいたしまして、650万でございますけれども、変更増になったということでございます。

○榎藤委員 私は、今の説明で鋼製支保工が最初ゼロだったんじゃないかと何メートルから何メートルになったんですかということを知りたいと思っておりますが、最初はゼロだったんですか。

○荒川道路建設課長 鋼製支保工につきましては、トンネル全体の467メートルの中で鋼製支保工をする部分としないでもいい部分があったわけでございます。当初、163メートルほどしなくてもいいと思っておったところが、今回岩盤の判定によりまして鋼製支保工をやった方がいいというふうに判断をしまして、その分がふえて

おります。以上でございます。

○**権藤委員** そうしますと、純粹に解釈すれば、163メートルの鋼製支保工の工法を入れたという解釈になるわけですか。

○**荒川道路建設課長** 基本的には、鋼製支保工につきましてはそういうふうに入れたということになります。岩質等につきましては、微々たるものではございますけれども、当初の岩質につきまして、すべてぴしゃっといくわけではありませんので、その辺のものも若干の変動はございまして、そういったものを含めた中で、鋼製支保工が一番大きいわけですが、こういうふうには増額になったということでございます。

○**権藤委員** もう一つは、私が10億なら1,000万円云々と言ったのは、逆を言えば、岩盤がよくてもうかったという場合もあると思うんです。そういったこと等勘案したときに、特に今度の場合には650万つけてやらんといかんという明確なものがあつたと思うんですが、通常私たち商慣習上は、1%以内ぐらいだったら頑張ってくださいとかいろいろあると思うんです。工事がきついてもね。しかし、理論的に明確に163メートルというようなものが何もしなくてもいいようなところをしなくちゃいかなつたということで、それが掘り進んでいく過程の中で出てきたと、だから650万はつけてやらんといかんというのはわかつたんですが、そうであれば、例えばトータルの契約のときに、利益分を含めて契約すると思うんですが、その基準はあるんですかというのが最初聞いていたことなんです。私が言おうとしているのは、普通の商慣習の民間レベルであれば、高くついたところもあるけど、安くできたところもあるじゃないですかと、だから契約したとおりですよ。ところが、今度

の場合は契約変更という手続をとるということであれば、赤字になるようなそういうぎりぎりまで入札していたというようなこと等を勘案するとして、だれがどこで判定してこうするんですかということなんです。

○**藤本土木部長** 私の方から補足で説明しますが、公共工事の場合は公共工事契約約款というのがございまして、これに基づいて請負契約やって施工していただく。その中に変更に関する条項がございまして、基本的な施工条件、岩盤の質ですとか、土質ですとか、あるいはいろんなその他ありますが、基本的な施工条件が当初示した仕様書と、設計図書等と違う場合は請負側から申し入れができることになっております。逆の場合もあります。例えば今おっしゃったように図書よりも非常に岩盤はよかつたと、そのときは減額ということも当然あります。そのところについて、いわゆる発注主である甲と受注者である乙が現場を確認いたしまして、基本的な設計条件と相違があるということでお互い協議が調べば必要な分については変更することがございまして、民間の商慣習のようにこれくらいの範囲だったらまけておけとかいうことはできません。契約約款に基づいて適切にやっているというふうに御理解いただければと思います。

○**権藤委員** その点についてはわかりました。

次、これも条例だと思んですが、21ページなんですが、当該義務違反、いろんな届け出事項等に反した場合は違反で許可しない場合がありますよというのがありますが、例えばもともとそういうところはしないのかどうかわかりませんが、表現がおかしいんですが、ローンの看板等はもともと電柱とかしたらいかんというようなところ等があると思うんですが、申請し

てきたときにあなたのところは前に違反しているんじゃないのという場合はどうなるのかなど。以前に違反の事実みたいなのがあった場合です。当然だめと、あんたのところはそういうことをしているからとか、そういう部分はどうなるのかなど。

○藤村都市計画課長 今回の御質問というのは、屋外広告物の申請をする前に違反があった場合はということによろしいんですかね。屋外広告物の今回の条例改正につきましては、届け出と申しますか、屋外広告物の申請があつて、それに対しての虚偽の届け出があった場合とかでございませうけれども、今回の申請があつているものに対して、例えば管理者の届け出がないとかというようなものに対して屋外広告物の許可を取り消すという条文でございませう。

○榎藤委員 これじゃなくて、過去に瑕疵があつて違反をした人が、ペナルティーとしてあなたはこういうことしているから許可できませんよとか、そういうのがあるんだろうかということですか。ないならいいんです。

最後ですが、30ページの次、番号が振ってない入札結果一覧表のところから辞退というのが2社ほどあるんですが、これは一応は指名として来なかったということで、これはペナルティーになるのかどうかということですか。日本橋梁とハルテック。

○後藤管理課長 入札結果一覧表についている中の入札結果状況の中の辞退についてでありますけれども、これについては罰則等はありません。ペナルティーはありません。

○榎藤委員 ということは、例えば何回もあつてもペナルティーはないんですね。ないということですかね。わかりました。

○坂口委員 トンネルの関連ですけど、仮設の

支保工で大幅に変更があつたということですけど、労働災害の心配があるからということでの指示だと思ふんですが、それだけの心配があるような亀裂だったら、薬注なりあるいはロックボルトなりの構造物そのものへの変更というものがかなり出てこんとおかしいような気がするんですけど、実際そういった工夫というのを現場では施工されているんじゃないんですか。

○荒川道路建設課長 今、委員のおっしゃいましたように、山の中でトンネルを掘りますと、岩盤の状況によって鋼製支保工をやる前に吹きつけコンクリートをやります。それをやって、その後に支保工をやったり、もしくは最初うちはかたいということで支保工をやらなかったり、それから吹きつけをやった後に、NATM工法だものですからロックボルトを山の中に打ち込みます。そういった山を安定させる工法、こういうものが地質地質で掘削していきまふと変わってくるものですから。

○坂口委員 だからそういう鋼管先受けも含めて現場自体での、さっきのようなロックボルトなり薬注なり通常はやりますよね。そういう工夫がなされているんじゃないかという気がするんです。インバートをやったり、そういうのがあれば、仮設部分の変更だけじゃなくて本体部分の変更が上がつてこないと企業努力で終わっているんじゃないかという気がするものですか。

○荒川道路建設課長 委員おっしゃいますように、ロックボルトとか吹きつけをその部分に厚みを変えたりやっております。

○坂口委員 それは当然設計変更。

○荒川道路建設課長 そういうのも含めまして設計変更をやっております。

○坂口委員 さっきの例えば総合評価型なんか

で標準工期を短縮するとかやって……。今のはいい例だと思うんです。指示書が出せる。だから多分施工条件明示なんかには岩質があったりとか、そこで判定委員会をやったりとかで、記録が残るもので設計変更に応じれたと思うんです。でも、応じてないケースが物すごく多いと思うんです。総合評価方式で例えば工期なりを、自分ところで歩掛かりを変える努力を企業の技術力でやっても、施工条件明示書の中に、今度は物すごく難しくなると思うんですけど、最初プレハブを建てる現場事務所の用地が確保できているのかとか、地元との協議に焼酎抱えてきたりしますが、そういうのとか、明示書に上げる条件というものをまず拾い出さないと、工期の設定からできないと思うんです。他の工事との関連での工事の休止期間とか、場合によっては今みたいに土質が変わったとか、そういうので総合評価方式を機にこれぐらい……。業者が今、風当たり、逆風ですね。97%なら談合じゃないかとか言われるけど、そこで設計漏れが5%分あれば、92%ぐらいでも十分落札できる金額になっていきますし、仕様書はもちろんだけど、特記仕様書か施工条件明示書、これは的確に出されてこういうことはすべて上げるんだというようなことをやっていかないと、初歩的な工事で、小さい1,000万切るような工事でも例えば設計書なり見てみますと、掘削なら掘削で現場掘削、そして今度は埋め戻し、途中での運搬もなければ仮置きもなければ、たとえ短くても横持ちあたりまで見ないと、業者はたまったものじゃないです。だから、そういうことを今後徹底されて、僕は今のはいい事例だと思うんです。増額するときは当然増額する。減額するときは減額する。必要以上の負担も負わせないし、必要以上のもうけというものも与えない。

というのが、僕は一つは、発言していいかどうか難しいんですけど、今までのようなお互いが共存していく落札のあり方というのは発注者と受注者で信頼関係があったと思うんです。ところが、今度は本当に物をつくるのをずっとお互い信頼関係でやっていくんじゃないくて、トータル的な評価をして、おまえのところがいいということやっていくわけだから、物すごくシビアな関係になっていくと思うんです。そのシビアな関係の中で信頼関係を構築していかないと、企業努力だ、やれ何だと言われたときには、本当に自分ところの技術を生かした総合評価への競争というのはいけないと思うんです。下手すればうちはパンクするよというようなことです。本当にいい業者が残れるか、それともやるだけやっておくと、手を抜けばいいじゃないかというようなことになっていくのか、大きい分かれ目で、これはやっぱり総合評価方式を機に……。実態としては本当に指示書は出てないんです。だから、そこらを徹底して、九州電力との電柱の移設に何か月かかりますとか施工条件のところにも明示していかないと、歩掛かりを短縮して、うちは能力のいい技術者と重機を持っていると、これは180日工期を見ているけど、150日でやれると、30日分のリース料も損料も要らなくなれば、ところが電柱が動きませんからちょっと待ってくれとやられた日には、電柱の移設に日にちを要したなんていう設計変更は一回もないんです。今のをいい事例として相当検討を加えていただかないと、総合評価方式をやっていくにしても物すごくトラブルが出てくるんじゃないかという気がするんですけど、そこらの検討というのは内部でどんなですか。

○荒川道路建設課長 総合評価の方は技術検査課長の方をお願いしたいと思いますけれども、

トンネルの方につきましては、今、委員のおっしゃいましたように、地山の状況に応じましていろいろな手法、鋼製支保工はH鋼でやるんですけども、そういった手法、それから吹きつけコンクリート、そしてまた最終的には覆工といましてコンクリートを周りにぐるっと打つんですけども、そういった地質の状況に応じてその都度、岩盤判定をしましてやっております。

○郷田技術検査課長 総合評価落札方式については今年度下半期から試行ということで取り組むことになるわけですが、今、御提言がありましたようにいろんな問題といいますか、課題があると思います。今回は簡易型ということで比較的問題が少ないものをまず試行として取り組もうとしております。問題の多いそういう事例については今後の検討事項ということで、そこらも含めて試行の過程でいろいろと検証するなり、いろいろ意見をいただくなり、その他の国交省ですとか各県の状況をいろいろ調べたりして今後の研究といいますか、検討していきたいと思っております。

○坂口委員 総合評価方式は、他県での事例とか国土交通省での問題点というのはある程度出てきていると思うんです。これはこっちに置いていてですけども、今の設計変更からですけど、一番難しいのが仮設工事が一つあると思うんです。まず、指定と任意との仕分けがどうなっているのかということが一律じゃない気がします。担当職員職員で判断がそれぞれ違う。それと任意の中でも設計変更に応じられる任意の仮設なり工法なりが一つある。この仕分けもできてないと思うんです。業者がかなり企業努力という言葉だけで片づけられている部分があるから、ここをしっかりとやってほしいというのと、総合評価方式で簡易なものと言われ

たですけど、早速工期とかでの短縮というのは評価対象になってくるわけですね。それから、企業の工事に対しての技術力というのも評価対象になってくるわけです。担当者の技術力というものが評価対象になってくる。そこらは何十点というのが数字で出てきているんですね。ところが、総合評価方式で落札したときに、その人が持つ点数、過去2年間の点数の平均より低かったとかそういうことが出てきかねないと思うんです。そこなんですね。試行もいいんですけど、試行するときは万全な体制をびしっと持ってやっていかないと業者は大変だと思うんです。少なくともまず仮設と工法に対しての指定と任意のあり方と設計変更への対応のできる範囲、できない範囲、それから指示書の徹底とか、図面なんかでも参考資料で設計図書に含まれるもの、設計図書に含まれないものの法的な根拠、そういうものをしっかりとしていかないと、担当によって大変だと思うし、権藤さん言われたように設計変更なんて本当は当然のことだけど、何でこんなことが起こるのという感覚がやっぱり県民サイドにある。法律とかそういったぴしとした根拠に基づいて的確に対応されているんですよというものをやっぱり知らしめられるようなものが必要と。ケースケースで違っていたらいかんということです。

○藤本土木部長 坂口委員から御指摘いただいているわけですが、いわゆる施工業者の技術力ということも求めなくてはなりません、やっぱり現場監督、私どもでは土木職員、この技術力を本当に上げていかないといけないと。私ども反省していますのは、仕事量が多くなって人員少なくなったという中で現場のマネジメント、今おっしゃいましたが、丁張り出しや床掘り、土砂運搬などいろんなことや、渉外業務

とかあります。現場のマネジメントが若い職員にうまくいってないという部分は重々反省をいたしております。この部分については私ども重大なことだと考えておりますので、やはり土木の場合は現場ですから、現場にできるだけ出ていく、そしていろんなことをきちんと頭にたたき込んで現場監督をやっつけていかないといけない、そういう反省は重々いたしておりますが、いろいろ御指摘もいただいておりますが、明日22日緊急に所長会議を招集いたします。メーンはそこのごさまでございまして、要するに職員の技術力アップをどうしていくか、業者さんに対して過度の負担させてないか、いろんなことを両次長を筆頭にして本庁の課長も出まして議論をして、そして各現場の所長みずからが所員の指導あるいは見直すべき所は見直すということに当たっていかうと思っておりますので、そこ辺のところでも今後も見えていただきたいと思っております。

それから、総合評価方式につきましては、これは法律ができて、とにかく従来の価格から要するに価格と技術にすぐれた調達に取り組みという法律ができて、政府の方針も出ております。何らかの対応はせざるを得ないと。私も半身の構えでおったんですけども、何もしないということではできないので、とりあえず試行してみる。課題はたくさんあると思います。御指摘のようなこともありますし、私が一つ心配しているのは、これまで品質を確保して価格というわかりやすい条件で契約してきたものを、何となくわからない、要するに納税者から見ればなぜ高いものに契約するんだよという素朴な疑問があると思うんです。ここらあたりから疑問を持っているわけなんですけれども、そこ辺は重々私どもも念頭に置いた上で慎重に試行し

て、直すべきところは直していくし、いろんなことを反省しながら、改善しながら、慎重に取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○坂口委員 ぜひよろしく申し上げます。今までがずっとまず土木というのが人出し作業から始まって、発注方の指示に従って物をつくって安く上げようという時代ががらりと変わったと思うんです。社会的価値のものがどこの人のが一番安いかと、だから単なる一つの条件である購入価格だけじゃなくて全体を買い取るんですよという、社会的価値を買い取るんですよということに変わっていったと思うから、高くてもこちらがいいんだというまず理解をしていただくことと、確かにそれがいいなというようなぴしゃっとした判断あるいは指示ができる、現場管理ができる技術力、それを職員の人たちが確保していただくことというのが必要になってくると思うんです。

もう一つなんですけど、それと同時にやっぱりコンサルタント、ここの図面が基本になって、それから積算なりが、すべて数字が始まってくわけですね。せめて着工時立ち会いの三者協議、きちっとまずそこで第一番目の間違いをなくしていくということが必要じゃないかなという気がする。くどくなるんですけど、本当に初歩的なことで、例えば現場での掘削でまず図面に線を入れて切り土が決まっていきますね。掘削面が決まっていく。そこに物をつくっていったらこれが少々違ってどうってことないんです。業者の能力で狭い中でぴしゃっとしたものをつくれる業者もあれば、広くせんとようやらん業者もあるんです。だから掘削土量、全然違ってくるんですけど、今度は仮の仮線なんかを、暫定仮線なんかでいくときはその掘削

線そのものが構造物だから、これはびしゃっと狂っちゃいかん。それらが徹底して業者と入れ違っていると、そこらの理解が担当によってさまざまなんです。ぜひそれはお願いして、これは要望でいいですけど。

○後藤管理課長 先ほど濱砂委員の方からの資料要求の件です。17年度3億円以上の工事発注ということでお手元の方に資料を配付しております。総発注件数3,276件のうち3億円以上の工事は11件、率にして0.3%ということでありまして。以上です。

○濱砂委員 これを出していただいたのは、先ほどちょっと話をしましたように非常に公共事業が縮小されてきておる。大きい10億円もするようなトンネルとか橋とかいうのがもっと多いかと思いましたが、そうないんですが、県単事業でも、どこそこお願いすると、溝の掃除とか、川底を上げたりとか、いろいろ要望結構多いんですが、なかなか予算がないというのが現実なものですから、このような大きい工事をするなとは言えませんが、あるいは災害復旧なんかも当然やっていかないといけないのしょうけれども、少しペースを緩めて、直接生活に関連するようなものに目が向けられんかなという気がするんですけども、どんなものでしょうか。

○後藤管理課長 この資料にもありますように大きい工事は11件と少ない。例えば2億円以上を条件付でやってきているんですけども、これでいっても15件です。本会議でも部長答弁しましたとおり、安全の確保といいますか、維持とかそういう小さい工事も大事にしておりますので、これについては大きい工事の方を最優先しているとかそういうことはありません。計画的に予算の必要なところからやっているという現状にあります。予算的にも見まして、今回の

議会でもいろいろありましたけど、公共事業そのものの枠が確かに減ってきているという状況にあります。

○濱砂委員 決してこれが悪いとかいうわけじゃない。極端にもっと多いかなと思ったら、そう多くもないんですが、ただ、1件当たり、これから見ても約6億円ぐらいということですから、こういうものが少しでも延ばせるものがあれば延ばして、一般の直接住民の生活に関するような部分に充てられないものかということなんです。橋もトンネルも必要じゃないのかと言われるとそうじゃない。それは当然必要なことであろうけれども、ただ、それはそれでどうにもならんというものは別として、速度を緩めるなり、期間を長めるなりしながら、今のこういう時期だものですから、やはり生活関連の、生活関連枠はある程度とってもらっていますけれども、それでもなかなか間に合わんというのは御承知のとおりですから、そういう考え方が土木行政では柔軟に考えられんのかということなんです。十分その辺も検討していただいているであろうけど、また新年度の今度は予算等も出てくるであろうから、その中で柔軟に考えていただいて、できたら県単事業をもっとふやしてもらおうと。草払いの金さえないというような状況なんです。そのようなものをかんがみて今後の19年度予算の編成に当たっていただきたいということでありまして。よろしく申し上げます。

○藤村都市計画課長 先ほどの屋外広告物許可の御質問の関係でございますが、屋外広告物については、違反がございましたときにはその都度是正指導をいたしまして、それでもだめなときには許可の取り消し等でその都度対応しているところでございます。そういったことから、例えば前に違反をした申請者が再度別の件で申

請をされたときには、それについて基準に適合しておれば許可をしているところでございます。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

○横田委員 総合評価落札方式についてですけど、先ほど坂口委員の方からあったのも入っているのかもしれませんが、評価項目をだれかが審査評価するわけですね。それは中立公正を確保するために学識経験者の意見聴取したり、情報公開したりするという事なんですけど、審査評価を人がするという事で何かそこに不正が入り込むすき間が広がるような気がしてならないんですけど、そこらあたりはどのようにお考えでしょうか。

○郷田技術検査課長 先ほど説明をしましたように、公平性、透明性、これを確保する上で第三者とといいますか、学識経験者の意見を聞くということになっております。この場合、地方自治法によりますと、総合評価落札方式を行おうとするとき、落札者決定基準を定めようとするとき、落札者を決定しようとするとき、この3段階あるわけですけど、それぞれ意見を聞くということになっております。そういうことで公平性が保たれていくのではないかと。応募を呼びかけるときには、その場合にもそういうことを明示して公募いたしますし、しかも落札者が決まった後にはその内容についても公表するという事にしております。

○横田委員 よくわかるんですけど、それを信用するしかないと思うんですけど、例えば企業の地域社会貢献度とか項目の中に入っていますけど、みんなそれぞれ貢献しているよという考えあると思うんです。そこらあたりをまた第三者が評価するというのはなかなか難しいような気がするんですけど、そこらあたりが落札できなかった業者が納得できるような説明ができる

のかなと心配があるんですけど、どうでしょうか。

○郷田技術検査課長 確かにこの制度からいくと、明確でない部分とあります。人によってどういうふうに判断が出てくるのかという、その懸念は多分ある問題だと思います。それについてはできるだけ第三者に対して説明ができるような形で判断をするということで、地域貢献についてどういうふうに判断するかというようなことについても、基本的には申請をする段階でそういうことを見るわけですけども、それについては公共機関での写真等で判断をするとか、新聞等の報道を根拠に判断するとか、そういうことで第三者に対してもこれは確かに貢献をしているということが確実に説明ができるような判断をしたいと思っております。

○横田委員 わかりました。第三者が見て絶対これで納得だというような説明ができるような公表とといいますか、それをぜひお願いしたいと思います。

もう一つ、景観についてですけども、景観形成の基本方針ということですけど、景観を守るために条例とかそういうのをつくったりすることになると思うんですけど、例えば景観条例がある中で、地域のお祭りとか、またお祭りでのぼり旗を上げたりとか、こどもの日前後にこいのぼりとか、私、佐土原なんですけど、佐土原はくじらのぼりとかあるんですけど、あれをいっぱい泳がせてもうちょっと町を元気づけようというような計画を持っていても、条例にひっかかってそれができないとか、そういうのが過去あったものですから、せっかくみんながまちおこしのために頑張ろうと一生懸命計画してくれたのに、そういう条例にひっかかってできないとかいうのがあるということも考えて、ぜ

ひそういうことも配慮していただいて条例制定なりをやっていただけたらというふうに思います。

○藤村都市計画課長 景観に関する条例ということで上がっておりますけれども、これにつきましては、それぞれの市町村がそれぞれの景観づくりをやっていく中で、景観計画をつくったりとかいう中で景観条例をつくったりとかいうことで進めていくことになるかというふうに考えております。先ほど御質問のありましたのぼり旗とかそういったものについては、一時的なものについては特に規制の対象にはしておりませんので、ある一定期間以上掲示するようなものについて規制というのが当然ございますので、その辺につきましては、一応屋外の条例ということでございますので、そういう指導等もしているところでございます。

○中野副委員長 都市計画道路、都市景観について端的に質問いたしますので端的に教えてください。まず、都市計画道路見直し、これは都市計画法を導入しているところが対象だと思うんです。そういうことでいいんですかね。

○藤村都市計画課長 都市計画決定をしている道路が対象でございます。

○中野副委員長 今、全県31の中で都市計画を導入している町村というのは何件ありますか。

○藤村都市計画課長 現在31市町村ですかね、その中で9市12町、21市町が都市計画関係を定めております。

○中野副委員長 都城市は入っていませんよね。

○藤村都市計画課長 都城市も都市計画を当然定めております。都城広域都市計画区域ということで定めております。

○中野副委員長 都市計画は入れているけれども、指定区域だけでしょう。調整区域とかそう

いうのは入ってませんよね。

○藤村都市計画課長 都市計画区域を定めるところの中で宮崎広域都市計画区域と、日向、延岡の都市計画区域につきましては、今おっしゃっております線引き、市街化区域と調整区域の区分けをしているところでございます。

○中野副委員長 そうしますと、例えば今まで都市計画道路なるものがあったわけですね。こういうところは一般道路と比較して優先権とかそういう感覚で今まで発注したりとか整備したり、そういうことがあったんですかね。

○藤村都市計画課長 都市計画道路と申しますのは、その都市圏にとって必要な道路ということで都市計画決定しているところでございまして、その事業とそのままリンクしているということではございません。

○中野副委員長 私はそこ辺がよくわからんです。30年以上経過している、今、ここで見直すというふうになっているわけです。例えば社会経済状況の変化と書いてあります。少子高齢社会の到来、人口減少とか経済の低成長、今ごろ低成長というのを聞いたことがないんですけど、そういう中で、どういう都市計画道路を指定することによって効果というのか、意味があるのかなというのが私はわからんですよ。そこを教えてください。

○藤村都市計画課長 都市計画道路指定と申しますか、先ほどおっしゃいましたコンパクトなまちづくり、要するに都市計画の考え方が少しずつ変わってきていると。昔は都市計画区域も拡大していくということで考えておりましたが、だんだんと少子高齢化等でコンパクトなまちづくりが求められてきたということでございまして、そういう中でどうしても必要な道路について都市計画決定していくということでござい

す。そういった中でももちろん優先順位等も考えながら順次整備をしていっているところがございます。

○中野副委員長 私は都市計画については本当にアレルギーというか、地域によってはこのために、いわゆる調整区域というやつですよ、本当に経済活動を阻害していると思っている。コンパクトな市街地形成が必要というのは、これは今、課長言ったけど、どこでこんな考えが出ているんですか。これは必要じゃないんですよ。今そういうことで逆に都市にみんな集中しているんです。後で言いますけど、皆さんすごいなと、50年、100年先の基本方針を考えるとなっているんです。こんなこと言ってだれが相手にするかなと。建設業者にしても集落にしても、5年先、10年先がどうなるかというのがわかりませんよ。農業従事者とか人口構成を見てごらんください。こんな100年の計画を今ごろ出してどこで相手にするのかなと不思議なんです。コンパクトな市街地形成が求められているという話、だれも求めているはずじゃないと私は思うんです。どこでそんな話が出てくるんですか。

○藤村都市計画課長 50年、100年先という話は景観形成の話で上げさせていただいていますけれども。

○中野副委員長 コンパクトな市街地形成が必要と、だれが必要としているかというのを聞いているわけです。

○藤村都市計画課長 これは全国的な時代の流れと申しますか……。

○中野副委員長 部長、どうですか。

○藤本土木部長 都市計画法がこのたび改正になっているわけですが、法改正する前に中央で審議会等の意見を幅広く聞くわけです。そこで方針を出していくと。その中で今回のまちづく

り3法絡みで都市計画法も改正になっておるわけですけども、その背景が、地方は別かかもしれませんが、大方の議論が先ほど都市計画課長が言ったような議論の中で改正がなされていると。端的に申しますと、例えば市街化調整区域等には大型の出店は規制すると、そういうようなこともありますし、あるいは開発行為の基準条項も廃止と、そんなことがあって、これは法律の事実でございまして、そういう中で法改正がなされているということでございます。

○中野副委員長 都市計画法というのは、東京とか宮崎市とか都市、そういうところでは否定しないんです。それを含んだ周辺、中山間部、ここら辺がプラスには何もなってない。都市計画法を見ると、都市計画法に基づいて図書館つくったりいろんな都市整備をしたり、そんな絡みで国富町や綾にした話は何がありますか。ないでしょう。ありますか。ただ規制しているだけなんです。私は県議になって3年と8カ月、10人ぐらいから家を建てたいと、そういう話があった。みんな調整区。調整区域の中のいいところまでないけど、この間から言っているようにとにかく集落地の中、現在集落が建っているところ辺も家が建たないんです。

それともう一つ話が変わるけど、都市計画道路、今、全県下に網がかぶっているわけじゃないでしょう。そういう中で単なる、課長が言ったけど、計画ですか、それとも優先権を持って何かしますという話ですか。

○藤村都市計画課長 都市計画決定と実際の事業とは直接にはリンクはございませんけれども、計画決定したものの中から順次やっていっているところがございます。

○中野副委員長 見直しで予算は幾らですか。ガイドライン策定の見直しの予算。

○藤村都市計画課長 約450万でございます。

○中野副委員長 450万かけてこういうの見直して、そういう道路計画とかリンクせんと。ただこういうのがありますよという話で理解すればいいんですか。

○藤村都市計画課長 今回、県としまして都市計画道路を見直すときの指針というものを策定しているところでございます、これから来年度以降、各市町におきまして、それぞれ必要な見直しをやっていただくということで考えております。

○中野副委員長 見直しの指針はいいですけど、国富の場合、聞いてみたら、住宅の中に大きい道路ができるようになってるんです。恐らく昭和45年が都市計画ですから、45年ぐらいの計画だったんでしょね。別にそんなのを450万もかけてせんだって、そのままほっておけばできん話ですわ。本当ですよ。部長笑うけど、建設業者を見てみなさい。450万の随契でももらってみなさい。どれだけ喜ぶか。わかるでしょう。しっかりそういうところを考えると私はやってもらいたい。絵にかいたようなやつは必要ないと私は思っているんです。

それから、景観形成、これはいわゆる景観法ができて各県つくるように義務づけられておるやつですか。

○藤村都市計画課長 景観法の中ではこういうものが義務づけられているということはございません。ただ、県として県全体の景観形成の方針というものをある程度示す必要があるということでここで現在つくっているところでございます。

○中野副委員長 景観形成基本方針策定の予算は幾らですか。

○藤村都市計画課長 2年間でやっておりまし

て、全体で約2,200万ぐらい、これはもちろんいろんな景観に関する啓発活動、シンポジウムとかやっておりますので、そういうものを含んだ金でございます。

○中野副委員長 とにかく悪いけど、50年先、100年先の絵をかいて啓蒙すると。集落は、国富、綾、高千穂でもみんな見てみなさい。集落がなくなりかかっているんですよ、今。下の方に「生活を営み、文化を守り、地域の風土に合った、そして身近な生活空間」、今、祭りなんか町村でやっているじゃないですか。抱え手がいなくなって車で載せて回っているんですよ。都市計画関係は地域の中山間部の今の状況、人口、一番産業は農業ですよ。農業だって国の方針は大規模農家政策で、宮崎県の農業、それに合致するのがどれぐらいあるかと思うと、10年先なんかは集落がなくなってくるんじゃないかと、宮崎市周辺に偏ったような話になってくるんじゃないかなと思うんです。ただ、ここに写真が列挙してありますけど、これを見て50年先、どんな2,500万かけてできるのか楽しみにしておりますけど、しっかりこれは考えてやってください。たかが2,500万、今、Bクラス、Cクラス、1本工事がもらえんのですよ。こんなのに2,500万つくぐらいだったら、工事1本出した方がましょ。

○藤本土木部長 中野副委員長の都市計画の関係で少し補足しますけれども、都市計画道路は、いわゆる都市計画区域持っている町村で用途地域を指定しますね。住居とか商業地域とか、そこ辺の用途のために必要な道路、交通の施設ということで計画決定するわけです。それが30年以上たったときどうなっているかという部分が何が問題かといいますと、都市計画決定すると建築制限がかかるんです。自分の土地でも木造

の家しか建てられない。コンクリートの家はだめだとか、そういう制限がかかっておりますので、30年放置された状況の場合に住民の方に不利益があるとかいうことも検討しなきゃならないと思うんです。それでもなお必要だとなれば、今度はおっしゃったように事業費を投入して早くやるというような見直しも含めてやる必要があるということでございます。

それから、景観形成につきましては、法律が制定されまして、いわゆる景観行政団体というのが取り組むということになっておりまして、法律上は都道府県は自動的に景観形成団体、中核都市以上もその団体になれるわけですが、あとは例えば日南市ですとか都城市ですとかが手を挙げれば、景観団体になって独自の取り組みができる。そのときに例えば日南市は日南市、日向市は日向市、延岡は延岡、ばらばらにやると、県全体としての美しい景観づくりという部分の統一性がなくなるのではなからうかというのもありまして、県が関与するべき部分ということで全体的に市町村も入れて基本方針なるものを策定中でございます。

もう一つ、ちょっと申し上げにくいんですけども、50年というのはすぐ来ると思うんです。宮崎市の例えば高千穂通りあるいは橋通り、これは戦災復興で都市計画決定した道路なんです。御存じだと思っんですけど。その当時は何でこんな広い道路を計画決定するんだという御批判も随分あったということをお先輩から聞いておりますけれども、今、私どもはその計画決定の恩恵にあずかって、シンボルロードをつくっているなり、あるいは橋通りにしてももう狭いというような状況もあるわけで、私どもはある程度長期的見通しに立った都市計画というのは必要だと、それは御理解いただきたいと思っております。

ます。

○中野副委員長 さっきから言っているように都市については必要だと言っているんです。中山間部とかそういうところまでどれだけ絵が描けるかと言っているんです。これで見るとみんな向こうの山を見た景観ばかり出ていますけれども、うちら辺の市街化調整区域の中に行ってみなさい。この間から言っているように農用地にはならない、宅地にもできない、そういうところが草ぼうぼう、木ぼうぼうになって、私に言わせれば半永久的に逆に景観を壊しているわけです。私はそういうことを言っているわけです。調整区域が入っている町村長と話すと、「調整区域が入っておって助かりますわ」と言う町村長はだれもおらんでしょう。聞いてみなさい。それから、民間の人も、今、住宅持って住んでいるところはいいんですよ。空き地を持ったりとか、帰って家を建てたいという人たちはみんなそれで家が建てられないと言っている。県も団塊世代の人たちを呼び込もうとしているけれども、どこに呼び込もうとしているのか。国富町で呼び込もうとしたら、そんな山の中に行ったら道路までつくらないといけない。それはよう住まんでしょう。国富町でもちょっと山間部に行くと小学生が4人とかで、もう消えよる。みんな町の近いところ辺に住みたいわけ。みんな調整区域がかかっておる。家と家があいていても、じいさん、ばあさんがおらんようになって、だれも買えないんですよ。私はそういうところからまずやってもらいたい。50年先、100年先を考える前にね。本当ですよ。そういうことでぜひ2,400万、業者からしたらよだれが出るような金ですけども、しっかりみんなが見えるほどというようなものをぜひつくってください。

○長友委員 都市計画道路見直しのガイドライン策定についてでありますけれども、その前にちょっと余談が入りますが、延岡の竜巻の被害が発生しまして、すぐ国会議員を呼んだわけですね。次の日の12時ちょっと過ぎの飛行機が1時間ぐらいおくれて来て、宮崎空港に着いたのが13時半ぐらいだったわけです。それから延岡に行くとなったときに、日豊線がありませんので、せっかく高速化して1時間ぐらいで行けるのがありませんから、車で行かないとしようがないということで、2時間半ぐらいかかりました。現場に到着して、そして鉄道の転覆現場というのをまず最初に入ったわけですが、そこを見て、後、何十軒かでも激励したり現場を見ないといけないということであったんですけれども、結局、市の方に寄って市長とちょっと話をして、現場に行きましたけれども、もう2～3軒しか行かれないんです。暗くなってきてということで帰らないといけないという状況で、行くときに話をしたんですけれども、地方にとって道路というのは、そういうときだけでも不便さというのを物すごく感じましたけれども、高速道路が通ってないということに関する不便さというのを本人たちもしっかり国会議員も感じたわけですが、同時に、地方にとっては道路というのはそれだけじゃないんですよ、いわゆる福祉そのものだ。今から先もいろんな感じで、ドクターヘリ導入してもなかなか難しいという状況がありますし、高齢化してくると、そのときの足というか、道路というのは物すごく大事だという話をそのときして、本人たちも意識をまた新たにしてくれたわけです。宮崎には県内主要都市を1時間で結ぼうという1時間構想がありましたね。私はかつてそれに加えて言ったのは、さらに圏域内はせめて30分で

きちんと動けるような道路網というのを整備してもらいたいと、こういう話をずっとしてきたわけです。

それで市街化調整区域の話に入ったわけですが、今度ガイドラインを策定するときには、今言われたようないい点というのもありますので、ぜひその辺は必要だと思うんですが、もう一つ調整区域とかそういうところに行きますと、道路一本のつくり方にしても、市街化区域内の道路だったら予算がどんとおりて、両方拡張できて立派な状況になる。しかし、市街化調整区域では片側歩道だけなんです。それもなかなかつかないような状況のところも場所によってはあるわけですが、その辺の見直しもひっくるめてやってもらわないと、調整区の方の生活の利便性とか福祉とかそういうものはどうするんだと。田んぼなんかにしても、価格というのは10アール当たりが100万円とか200万円とかそういう価格です。300坪もあつたら町の人のは数千万するわけです。そういう人たちが結局、町で農業ができんからということでそれを売り払って、そして田舎の安い土地というのをいっぱい買い求めて、虫食い状態にずっとなっているとか、そういう現状があって、生活の格差なんていうのが物すごく出てくるわけです。確かに相続税とかいろんな不動産に関する税とかの高さというのは田舎とは天地雲泥なんですけれども、田舎の人というのは土地を持っていても家もつくられないし、そしてまたそういう状況の中で生活の格差が物すごくある。しかも、生活の利便性からいって非常に厳しい面がある。こういう状況があるので、都市計画ということで都市の市街化のことはきちんとそれでできるんですけれども、調整区域のことをどうやってカバーしていくんだと。せめてそう

いう条件不利な部分をどういう形でやるかということですから、今度ガイドラインをつくって見直されるときに、市街化調整区域あたりの道路あるいは未整備の道路というのがその辺にあるかもしれませんが、そういうものがなおなお縛りがかかるようなガイドラインの見直しをしてもらっては困ると思うんです。ガイドラインをつくられるのであれば、そこ辺まで目配り、気配りをして、そういうことにならないようなガイドラインをつくってもらいたいなど、これは要望しておきますけれども、そういうことを思っています。

○黒木委員長 ほかにはないですか。

それでは、その他、何かございますか。

○坂口委員 1億以内の条件付一般競争入札についてなんですけど、今のところの詰まっている考え方をまず説明していただきたい。

○柴岡土木部次長 5,000万以上1億円未満の条件付一般競争入札ということでございます。1億円以上につきましては、すべて条件付一般競争入札になっておりまして、国の方も既に2,500万以上は条件付一般競争入札になっております。そこで、県の方も若干下げまして、5,000万以上のAクラス、特Aクラスにちょっと絡みますけれども、につきまして試行をやってみようということで、今年度試行で約20%程度、現在残っております本数が150件ぐらい予定されておりますが、そのうち20数件、各土木事務所2件程度でしょうか、多いところは4件ぐらいありますけれども、といったことで試行をやってみまして、検証してみようということにしております。この際、地域要件の考え方としましては、通常1億円以上につきましては、特Aクラスということもありますので、オール県内ということにしております。今回の5,000万から1億につき

ましては、地域要件は例えば宮崎土木であれば隣接の高岡土木とか、そういった2事務所以上でおおむね、指名競争入札のときに12社というのが設定されていますので、その約3倍ぐらい程度ということで50社程度が参加できるような形で試行してみようということにしております。以上でございます。

○坂口委員 一つには、検証をした結果すべてこの方向にいくということになるのか、本当に文字どおりの検証で総合的な判断をされるのか、そこらはどうなっていくんですか。今まで大体検証とか試行というと必ず何年後かには本格導入というのが、本格導入ありきの試行というのが多かったんですけど、今回は検証というのと。

○柴岡土木部次長 全国的な流れとしましては、ほとんど一般競争入札の方に移行しております。それと先ほど出ました総合評価落札方式の方に変わっていくんだろうと思っておりますけれども、これは非常に事務量がふえるということですから導入というのはどうかと思っております。ただし、一般競争入札につきましては、流れ的には下の方においていくということになるのではないかなと思っておりますけれども、ただし、特異な、例えば災害とかそういった緊急を要するとか、地域的な被害を受けてそのために復旧するということになりますと、目的とちょっとあれかなと思っておりますので、災害復旧については除外するのかなという感じではおりますけれども、そちらの方になっていくのではないかなというふうに考えております。

○坂口委員 一般競争の大方が総合評価に持っていければ、総合的には評価できるかなと思うんですけれども、丸かなと思うんですけれども、問題は、総合評価方式はかなりな事務量で、スムーズに発注できるか契約できるかという

ころでかなりなハードルが来そうな気がするんです。せっかく税金投入してエンドユーザーに早く提供できるかというようなこと、相当疑問に思うんですけど、そこにつなげればいいけどなど心配持って聞くんですが、例えばこれがそのままにかく安ければいいよというような方法での一般競争入札になったとき、この前の災害でもそうですけど、ぱっと出てから対応してくれるのは地元の業者なんです。こういう人たちはそこで対応したり、場合によっては災害査定に査定官が入るときなんか草払いから仮の道をつくったりいろいろ応援しておいて、将来自分らのパイがふえるからということを楽しみに奉仕してくれていると思うんです。今度はとにかくどこからでもだれでも来てとっていきよとなれば、それなら県もとっていき人に頼めよと。新富で災害が出たけど、日向から来てとりよれないかと、日向の業者に頼めとといったって、地元があるからできませんよということで、そういうのを評価して地域への貢献度ということでぴしゃっとそれを、いい業者は守るんだというものにつなげれば僕はいいと思うんですけれども、これは単なるダンピングとか、この前も発言しましたけれども、50社の規模にされたら、小さい土木事務所管内というのはAクラスもそれなりに8社、10社しかいないんです。8社、10社分のパイしか今までなかったから8社、10社しかないわけで、そこに50社も入り込んできたら持っていかれるばかり、じゃ、小さい土木事務所管内の人たちが宮崎市に行けるかとなったときは、持っていかれるばかりで、何十社も持っているところにとても行けないと思うんです。これは企業を育成しないといけないという観点からしたときはすごく心配含みだなというのと、高値高値という批判やられている

けれども、基準を設けて、最低制限価格イコールダンピングじゃないと思うんです。現実にダンピングのものは社会現象として、下請をやったところが倒産に追い込まれたり、仕事をやったけれども、給料が払えなかったりということが現に出てきているわけですから、ダンピングというものをひとつ検証してもらって、万全の体制でそういう競争を導入するならしていかなないと、試行期間によって迷惑を受ける業者が出てくると思うんです。試行でつぶされたんじゃないかなと思うんです。さっきからいろいろ言っていますように、まずその設計図書は何たるか、契約約款の何たるか、例えば契約約款の1条の3項なんていうののたったその1項目の理解でさえ発注方にできてないじゃないですか。ここらをぴしゃっと責任持って対応できるというようなものをまず発注者側がちゃんと確保してから試行はやってほしいなど。試行なら、あくまでも試行をやって問題点があったら凍結をしていくなり、あるいはこれはやらないということを決めたり、国交省がやっているから他県がやっているからじゃなくて、本県の行政のあり方としては、これがトータル的に行政が一番責任持ってやれる方法なんだということを検証していただかないと、最後に、導入ありきの試行というのは今、自信持ってやれるのかなという気がしてなるんですけど、そこらはどうですか、部長。

○藤本土木部長 一般競争入札というのは基本ということで、合理的に今までやってきたのは指名競争入札であったわけですが、残念ながら指名する側の信頼が崩れたということで、世の中の流れは一般競争入札に向いているということなんです。その中で全国的には、法律に基づいて一般競争入札拡大という方向があるわけ

ですけれども、委員おっしゃるように特定の地域からの問題、小さい事務所が弱くなる、あるいは業者についても特定の業者だけが受注をたくさんしてしまう、いわゆる受注の偏り、そういうようなことも心配をしております。5,000万までに下げて試行という形で、私とすれば、はっきり言って振興局単位で条件を設定すると。なぜそう言いますかという、振興局は既にそれをやっているわけですから、これは特段無理はないと。私は、そこの中で試行すべきだと思っています。事務方では50社とか言っていますが、そこまでいきなりする必要はないんじゃないかと。振興局単位でやったときに応募者が12社も来なかったと、指名より少なかったということは反省点ですから、それはまた50社なりのをもう少し広げると。私はそれでいいと思っています。これについてはなお意思確認を事務方ともしっかりやって、そこから試行しても何も問題はないと。そこで問題点出てくるわけですから。先ほど技術次長が言いましたけれども、20件程度試行ということですから、物件によっては振興局プラス隣接ぐらい、50社ぐらいというのもまじりますし、基本は振興局単位として、どういう弊害といいますか、デメリットがあるかということをきちんと検証して、またその結果については庁内、土木だけじゃありませんから、庁内の全体でも議論しますし、また委員会初め県議会の皆様にも御意見を伺うということで、試行結果を反映して行って、何が何でも来年から本格ということは考えておりませんので、前には進めていかなくてもはなりませんけれども、慎重に進めてまいりたいと思っております。

○坂口委員 最初、振興局単位で十分じゃないかなと思うんです。同じランクの業者でも現実

には2本か3本に1本しか指名が入っていないわけですから、それ全部広げるということは、2倍から3倍ぐらいの業者がそこに競争に参加していくと、振興局単位でもそれですね。いきなり領域を超えて2つも3つもの事務所管内でやっていったら、不公平性が物すごく出てくると思うんです。よそに進出はできないけど、よそからは食いに来られるとか、そして何よりも心配なのは、地域の人たちに対しての貢献ですね。災害のとき出ていってくれて、自分ところが心配なのいろいろな危険箇所に行って夜頑張ってくれていたり、そういうことが何も役立たなくなって、とにかくどこにでも参加して行って仕事として、それでじっとしていれば一番得というようなことじゃ、トータル的には県民に対しての本当の意味でのサービスの向上じゃないような気がするんです。広げることはいつでも広げられると思うんです。ところが、最初広げた後、狭くしてくるとなったら、これこそまた県民に勘違いを受けるような、そこをぜひ慎重に取り組んでほしいなど、これ、要望にしておきます。

○黒木委員長 以上をもちまして土木部を終了いたします。執行部の皆さん、どうも御苦労までございました。

暫時休憩をいたします。

午後2時26分休憩

午後2時28分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

次に、採決についてであります。委員会の日程の最終日ということになっておりますので、あす22日に行いたいと思います。時間は午後1時30分ということでお願いします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 では、午後1時半ということでお願いいたします。

ここで委員の皆様にご相談があります。現在、道路特定財源については、本年7月に出された「骨太の方針」で年末をめどに一般財源化に向けた検討がなされております。見直しの内容によっては本県の道路整備に大きな影響を及ぼすことが懸念されるところであります。高速道路を初め、道路の整備率の低い本県にとって、道路整備財源の維持・確保は今後の道路整備に大変重要になっております。ついては、国に対し、お手元に配付の「道路特定財源制度の堅持と高速自動車国道等の整備促進に関する意見書(案)」を提出したいと考えているわけでありまして。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 よろしいでしょうか。22日の採決の後に改めて協議を行いたいと思いますので、それまでに文案等の御検討をよろしくをお願いいたします。持ち帰って御検討願いたいと思います。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で本日の委員会を終了します。御苦労さまでございました。

午後2時30分散会

平成18年9月22日（金曜日）

午後1時34分開会

出席委員（9人）

委員	長	黒木	覚	市
副委員	長	中野	廣	明
委員		植野		守
委員		坂口	博	美
委員		徳重	忠	夫
委員		濱砂		守
委員		横田	照	夫
委員		長友	安	弘
委員		権藤	梅	義

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

政策調査課主幹	田中	浩	輔
議事課主任主事	今村	左	千夫

○黒木委員長 委員会を開会いたします。

まず、議案の採決を行います。採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第3号、第5号、第7号、第11号、第13号から第15号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、第3号、第5号、第7号、第11号、第13号から第15号については原案のとおり可決

すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 御異議ございませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目として特に御要望ありませんか。

○濱砂委員 企業誘致の件で先ほども話が出ておりましたけれども、県民所得の向上に向けての製造業の誘致に特に力を入れていただきたい。誘致の費用として投資額の2%ということでありましたけれども、きのうの話の中では2%ということでしたね、正確に数字を覚えておりませんが、それも見直して、優良企業を迎えるためにはある程度の投資もお願いしたいと、見直しをいただきたいというものを委員長、副委員長の方で織り込んでいただきますようお願いいたします。

○中野副委員長 2%は何だったですか。

○濱砂委員 補助金が投資額の2%。

○坂口委員 土木の方だったけれども、総合評価方式の導入とか条件付一般競争入札の試行、これについてはその目的が品質の確保と不適格業者の排除ですね。何という表現がいいんでしょうね、逆効果が出る可能性が物すごく国交省あたりもかなり悩んでいるわけだけれども、とにかく目的に的確に対応できるような慎重な取り組みを行うことというような、そういうトーンで入れておいてもらいたいんですけど。

○黒木委員長 そういう意見も含めて。

○中野副委員長 さっきの2%を仮に4%としても、限度額がうちは5億なんです。だから限度額を上げて……。

○濱砂委員 その辺ははっきり覚えておりませんから、正副委員長の方でまた協議して入れていただきたいと。

それともう1点、土木業者を、建設費が下がっておりますので、圧迫しているということもありましたが、来年度予算はもう組むころですかね。

○中野副委員長 今、係長クラスのヒアリングがあるころですね。

○濱砂委員 その辺もできるだけ中小企業に対して負担がかからんような予算配分を願いたいと。具体的には県単事業等、これ以上減らすじゃなくて、これをもう少しふやしてくれというようなことを正副委員長の方で話し合っただけませんか。文面はお任せいたしますので。

○権藤委員 それは別にいいんだけど、ここで議論したやつを要約するということでしょうか。

○黒木委員長 新たなことは余りつけ加えず、皆さんで意見はあったということを、そういうことを含めまして正副委員長にお任せください。

○長友委員 もう一つ、都市計画のまちづくり3法の改正、中心市街地の活性化やら図られているけれども、同時に、市街化調整区域とかそっちの方の均衡ある発展というか、そこあたりもお願いしたいと、気配り、目配りをお願いしたいというようなことはつけ加えてもらいたいと思うんです。

○黒木委員長 そういうことを含めまして正副委員長にお任せいただきたいと思います。

それでは、そのようにしたいと思います。

次に、意見書についてであります。先日、「道路特定財源制度の堅持と高速自動車国道等の整備促進に関する意見書」、このことについて皆さんに御相談しておりましたが、持ち帰りの結果はどうだったでしょうか。御意見、何かありましたか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、意見書は内容のとおりにいたしたいと思います。

次に、閉会中の委員会についてであります。4月の委員会で決定いたしましたように、11月7日は閉会中の委員会の開催予定日であります。開催の議題等、皆様御意見がありますか。何か要望がありましたら出してください。

○横田委員 さっきからありますように、けさも調整区域のことで相談があったんです。いろんな人から相談があつて、昭和45年にできた法律がまだ今でもそれが適用されておかしいじゃないかという話をきょうも聞いて、そういうことを取り上げてもらうといいと思いますけど。

○黒木委員長 そういうことも含めて議題にしておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、以上で委員会を終了いたします。委員の皆さん、御苦労さまでした。

午後1時42分閉会